

武蔵野市のコミュニティ政策（基盤整備期）

「コミュニティ構想」に込められた想い

高 田 昭 彦

目 次

はじめに 武蔵野市のコミュニティ政策を振り返って	62
1. コミュニティへの注目	
1-1. 国民生活審議会調査部会コミュニティ小委員会報告書の背景	64
1-2. 報告書『コミュニティ 生活の場における人間性の回復』	65
1-3. 自治省によるモデル・コミュニティ地区の指定	66
2. 武蔵野市長期構想・長期計画の策定（「コミュニティ構想」の出現）	
2-1. 武蔵野市長期計画（試案）	67
2-2. 市民参加による長期計画という策定方針	68
2-3. 長期計画に顕れた市民参加	69
2-4. 長期計画策定の意図とその内容の特色	70
2-5. 市民参加による長期計画への疑問	72
3. 「コミュニティ構想」	
3-1. 「前文」	73
3-2. 「 . コミュニティの意義と位置」	74
3-3. 「 . 地域生活単位の構成」	75
3-4. 「 . コミュニティづくりのための市政課題」	76
3-5. 「 . コミュニティの誘導戦略」	78
4. 長期計画と第一次調整計画	
4-1. 廃案となった長期計画	80
4-2. 第一次調整計画	81
5. コミュニティ市民委員会（1973年2月～1975年2月）	
5-1. コミュニティ施設整備の基本方針	84
5-2. 公民館的要求の排除	85
6. 第2期コミュニティ市民委員会（1975年9月～1977年9月）	

6 - 1. コミュニティセンター条例の提案	86
6 - 2. 市長への提言	88
7. 第二次調整計画 (1977年度～1981年度)	
7 - 1. 2つの新しい試み	90
7 - 2. 市民参加の4つの武蔵野方式	91
8. 第二期長期構想・長期計画 (1981年度～1992年度)	
8 - 1. 第二期長期計画の新機軸	95
8 - 2. 「自主三原則」の提示	97
8 - 3. コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりへ	98
8 - 4. コミュニティ政策の基盤整備期の終了	100
9. 「コミュニティ」および「コミュニティづくり」のまとめ	102
注	105
武蔵野市コミュニティ政策年表 (基盤整備期)	107
引用文献	108

はじめに 武蔵野市のコミュニティ政策を振り返って

「武蔵野方式の市民参加」が注目されてきたのは、革新自治体が台頭していた1970年代以来である。それは1971年の「武蔵野市長期計画」において、「市民がつくる武蔵野市政」という課題達成のために「市民参加が多様な形で行われる必要がある」として取り入れられたものである（『市報むさしの』1971.10.15日号）。武蔵野市の市民参加は、「市民自治の4つの武蔵野方式」として、『長期計画第二次調整計画』（1976: 23）の中で、市民会議方式、市民委員会方式、コミュニティ市民会議方式、ボランティア活動方式の4つから成ると説明されている。個々の方式は第7節で詳述するが、この方式は、「コミュニティ市民委員会」として現在第6期まで開かれており、武蔵野市のコミュニティづくりの根幹を担ってきた。

「コミュニティ市民委員会」は、武蔵野市のコミュニティ政策に関する諮問に対して、また市民からの問題提起に対して、提言・助言・方向付け等を行ってきた。委員会の構成は、第6期の場合では、学識経験者3名、コミュニティ関係団体3名、各種関連団体6名、公募委員3名の計15名である。「第6期コミュニティ市民委員会」に対する武蔵野市からの諮問（委員会の任務）は、主に1）市民間の連携を支え、地域の活力を高めるコミュニティのあり方に関すること、2）地域活動の拠点としてのコミュニティセンターの機能の強化に関すること、3）コミュニティ活動の活性化に関することであった（「第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会設置要綱」第2条）。このように市からの具体的な諮問があつて、市民委員会は開かれる。

市民参加に関しては、第6期では、まず公募の市民委員が3名いること、諮問内容に関して全コミュニティセンター16の運営協議会からヒアリングをしたこと、20歳以上の全市民に無作為抽出で市民アンケート調査を実施したこと（回収率51.9%）、中間報告書について1ヶ月間のパブリックコメントをもったこと、さらに最終報告書に向けて武蔵野市を西部、東部、中央の3地域に分けてそれぞれで地域別ヒアリングを行った。筆者は委員長として、これらのプロセスを踏むことによって、できるだけ市民の意見を反映しかつ市民の行動の指針となる最終報告書を仕上げたつもりである（『第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会最終報告』、2010年1月市長に提出）。

今回は、コミュニティづくりとコミュニティセンターの管理運営を行うコミュニティ協議会に焦点を合わせて、それがやるべき活動と果たすべき役割について提言した。だがコミュニティづくりに関して、コミュニティ協議会を取り巻く市民団体・NPOあるいは行政系の団体との協働行動については言及していない。次回に早急に検討すべきことは、コミュニティセンターを拠点として働きかけるコミュニティ協議会によるコミュニティづくりの活動と、個々のテーマを追求することにより結果としてコミュニティづくりに関わる市民活動・NPOの活動を総合し、地域のコミュニティづくりの全体を捉えることであろう。

さてコミュニティづくりのこのような展開に対して、わが国でコミュニティづくりが言われ始める頃、コミュニティの概念はどのように捉えられそして展開してきたのかを今一度再検討しておく必要はないか。そうすることが、現在の様々なコミュニティづくり論にしっかりとしたバックボーンを与えることになると思われる。これは筆者がこれまで論じてきたもの（高田1990, 1994, 2006）にも言えることである。そしてその出発点を武蔵野市の「コミュニティ構想」に求めることは衆目の一致するところであろう。

1. コミュニティへの注目

「コミュニティ構想」は、「武蔵野市長期計画」（1971年）の中からコミュニティに関する部分を抽出して1つの冊子にまとめられたものである。ここに来るまでのコミュニティが注目された前史を見ておこう。

「全国的にコミュニティ問題を地方自治体の領域で活発に取り上げさせる契機となったのは、昭和44年9月末に公表された政府の国民生活審議会調査部会コミュニティ小委員会報告書『コミュニティ 生活の場における人間性の回復』と、それを受けて46年度から3年間にわたり実施されることになった自治省のモデル・コミュニティ地区指定の施策であったと思われる」（佐藤1974: 1）。これは当時の日本のコミュニティ施策の牽引車の役割を果たした佐藤竺氏（1958年から1996年まで成蹊大学法学部で教える）の言葉である。ではなぜ国民生活審議会で「コミュニティ」が取り上げられたのか。

1 - 1 . 国民生活審議会調査部会コミュニティ小委員会報告書の背景

当時 1960 年代は、日本は急激な高度経済成長の時期で、都市化によって地域社会が激変し、都市では過密、地方では過疎が問題になり、「これまで自然に存在すると考えられていた地域のまとまりが急速に失われ、人々が連帯感を弱めていく中で、この先どうなるか不安な未知の状況」(= 『武蔵野市百年史』記述編 を表す：544) であった。これに対して「当時は全国の多くの自治体も、また様々な地域活動団体も、この激変の中でどう対応したらよいか、まったくの手探りの状態であった」(同)。それに対応すべく政府は 1967 年、「それまでの経済開発・発展一辺倒だったのを見直して、国民の生活にも配慮する社会開発という政策を打ち出し、経済企画庁に国民生活局を新設、国民生活審議会を付置し、その中に調査部会と消費部会の 2 つを」(同) 設けた。

その内の調査部会は、「わが国の社会が激変する中で最重要課題を抽出してその解明に取り組もう」として、「最終的に老人問題、余暇利用、コミュニティ、情報化という 4 項目に絞込み、各小委員会を置いて手分けして検討した」(同)。佐藤氏は 3 番目の「コミュニティ小委員会」の 3 人の委員の一人に選ばれるが、他の 2 人(清水馨八郎氏と伊藤善市氏)(佐藤 1997: 8) は専門でないことを理由に「1 回だけ出るけど後は勘弁してくれ」(同) というので、佐藤氏一人でまとめなくてはならなくなり、当時の若手の社会学者 3 人(倉沢進、奥田道大、安田三郎)(佐藤 2007: 16) に専門委員として補佐についてもらって、先述の「コミュニティ小委員会報告書」をまとめた。ここでは「欧米、特に米国の経験から学ぼう」(: 544) 中でも「農業生産というものが軸でなくなったにも拘らず、都会においてなお地域連帯が生まれてくる」(佐藤 1997: 15) ということに関心をもったマッキーヴァーのコミュニティ概念に学ぼうとしていた。そしてこの「報告書はものすごく売れた」(佐藤 2007: 16) のである。

そのわけは当時の社会状況にあり、それを佐藤氏は次のように分析している。第 1 に、「昭和 30 年代に始まる都市化・脱農化の進行に伴って、社会的一体性の基盤そのものが掘り崩されつつある」こと。そして「都市型住民の間では、地域的連帯を忌避する姿勢が一般化している」。従って「コミュニティ形成への要請は、まさにこのような一体性を、社会的現状に適応した形でつくり出そうとするもの」(佐藤 1974: 4) であった。

第 2 に、「地域社会における異質多様化が極度に進行している」こと。これは「都市化の急展開で、ゾーニングの不十分な形で都市の膨張を招来したため、同一地域の中にさまざまな異質階層を混在させることになり、地域的連帯の情勢を困難に」することになった。その結果「地域住民組織とも疎遠になり孤立した住民は、行政との対応関係も、受け身の受益者化した形での接触以外必要としなく」なってしまう(同)。

第 3 に、「以上のような住民生活の個別化傾向の振興にも拘らず、かえって地域への広がりをもたざるを得なくなり、コミュニティの整備の必要性が不可欠になりつつある」こと。その理由としては、「都市の住宅内部では満たされないものを、近隣に求めざるを得ない」。例えば「勉強部屋の確保できない多くの家庭では、コミュニティの学習室が切望される」。また「マンション住まいの

子どもにとって、児童公園の整備は切実」なのである。その他、「生活道路での交通事故防止、震災や火災に対する安全確保のための協力、あるいは地域ぐるみの緑化といったことが、コミュニティの形成を必要不可欠とするにいたる」(同)のである。つまり、当時の社会が漠然と求めていた解決の鍵を「報告書」が「コミュニティ」として明示したのである。そして「これが日本のコミュニティ施策の原点とされた」(:545)。

では「コミュニティ小委員会報告書」が提起した「コミュニティ」とはどんなものか？

1 - 2 . 報告書『コミュニティ 生活の場における人間性の回復』

「小委員会」を主導した佐藤氏によれば、「コミュニティ」とは、領域としては「生活の場において」、構成主体としては「市民としての自主性と責任を持っている」者が担っているものである。当時を回想して氏は次のように「コミュニティ」のイメージを語っている(佐藤1997:16)。

「 本当に自覚した個人とか、家族というものが改めて地域の構成主体にならなければいけないのではないか。

1つの地域性をもっている中で、開放的で、しかも、構成員相互に信頼感のある、そういう集団をここでつくっていきこう。

あくまでも行政に対する主人公になるんだ。

そのための訓練を受ける場がコミュニティなのだ。

(そのためには)市町村全体では広すぎて行政の全体を理解するのは容易ではない。

従って、参加というものとコミュニティというものは不可分にあるんだ。」

このように考えた背景には、当時「都市へ都市へと人が集まっており、自分たちの生活は、家庭の中だけで守りきれない、職場だけでも守りきれない。第3の領域ということで、地域の問題をみんなで考えよう。」「われわれ一人一人が自覚して、地域の問題に責任を持ってやっていかなければいけないのではないか。」(同)ということがあった。

さて以上を踏まえ、「個人の自主性の尊重、古い共同体的拘束の排除、参加の自由の保障」といった観点から、理想像としてのコミュニティを規定すると、「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家族を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」(佐藤1974:2)となる。このようなコミュニティ成立の前提は、「近代市民性を身に付けた個人の創出」である。(同:3)

次に、このようなコミュニティと行政とのかわり合いでは、「従来の行政の仕組みが今日のように国民生活にまで行政が直接入り込んでいる時代に対応できないことを認め」、「今や行政は高まる住民の要求に答え、『国民生活優先の原則』に基づいて、コミュニティを核とする視点から見直され、改変されることが必要な時期に到達したのである」(同)と断じている。

こうした佐藤氏の見解には、当時から批判があった。「コミュニティの形成は、行政の手による上からの地域社会再編を意図するものである」とか、「地域社会における階級対立の事実を隠蔽す

る危険性がある」といった攻撃である。それに対して佐藤氏は、前者は「自治省は、関係各分野の研究者からなる研究会を付置して、モデル地区との交流に絶えず気を配りながら、差し出がましい干渉にわたる措置は極力避けてき」ている。また後者に関しては「都市化の中での階層・利害・意見の多様な分化の結果、そのような単純な図式ではもはや実践にとって何らの指針をも提供できない、という反批判を返すだけで充分だろう」(同)と応えている。

1 - 3 . 自治省によるモデル・コミュニティ地区の指定

続いて、全国的にコミュニティ問題を活発化させたのは「自治省のモデル・コミュニティ地区指定の施策」である。1971年に自治省は、「コミュニティ小委員会報告書を具体化する施策として、3年間に限って100ヶ所を全国に指定するモデル・コミュニティの構想を打ち出し、それぞれの所での取組みを素材に検討し、施策の内容を深めるためのコミュニティ研究会を付置した」(:545)。この「コミュニティ研究会」(佐藤2007:17)に、佐藤氏はその中のただ一人の行政学者として入る。この時佐藤氏は次のような条件を出した(佐藤1997:20)。

「1. モデルというのは、失敗してもモデルですよ。それを皆さんに勉強していただくんだ。

2. 自治省が絶対に指導してはいけませんよ。指導という言葉はやめなさい。」

つまりこの施策は日本で初めてコミュニティをつくろうとするものであるから、成功か失敗かに関わらずその経験自体が大切であること、またコミュニティは市民が自発的につくるものであるから、行政が上からそれを「指導」するということがあってはならない、従って「指導」というニュアンスをこの施策から排除するようにということである。この時、武蔵野市の「基本構想・基本計画」(1971年2月に原案を市長に提出)は既に出来ており、佐藤氏のコミュニティの考え方は定まっていたと思われる。

モデル・コミュニティは、初年度1971年には、自治省は「神戸市丸山地区を含め北海道深川市、青森県黒石市、群馬県前橋市、埼玉県蕨市、神奈川県藤沢市など38道府県40地区を」(土屋1995:5)指定した。この時、ごく一部の都府県を除いて、各1ヶ所といった画一的指定が行われた。しかもその40ヶ所は、起債がもらえるので市町村が県から働きかけられて申し出てきたもので、必ずしも先進的な地域が指定されたのではない(佐藤1997:20)。しかし都市部での指定には重点が置かれていた。なお起債としては、毎年度10億円余の用地買収に充当する起債枠があった(:549)。

また「1年目には、コミュニティ指定地区を「概ね」小学校区と要綱に規定したため、全国一斉にこれに準じた地区が申請されたが、委員から「例えば」小学校区とするように選択の余地を拡大する修正要求が出て、2年目からの指定地区では画一的に小学校区とすることはなくなった」(:545)ということである。

2年目の1972年度には、「2年目は、農村地域に限ろうというので、13地区」(佐藤1997:20)を指定した。3年目の1973年度には30地区を指定したが、「もう残ったところは全部申請してきたら指定しよう」(佐藤2007,18)という態勢だったので、指定地区に武蔵野市から西久保・関前を

一体とした地域を「武蔵野中央西地区」として自治省に直接申請した（：549）。これは東京都が自治省のモデル・コミュニティ施策に反対で、市町村からの申請を一切仲介しなかったため、直接自治省に申請し、同省から東京都へ事後通告してもらった。この当時の東京都の市政、および武蔵野市の申請を巡る葛藤は注1を参照されたい。^{（注1）}

このモデル・コミュニティ指定の施策が、「全国の市町村にコミュニティ問題への取組みの気運を醸し出したことは事実である」（佐藤1974: 15）。それは都市部も農村部も均しく施策の対象とされた。しかし、多くの市町村の反応から見ると、「必ずしもコミュニティ施策の意義を理解せず、また市町村ごとの全体計画なしに指定地区だけ整備しようとして、格差をつくり出してしまったという疑問の声も上がっている」（同）。この段階では「まだまだコミュニティ施設の整備が、これからの市町村の小規模施設整備の中心的手法となるべきだという理解には達して」（同）いなかった。

だが武蔵野市に関しては、注1の通り、「武蔵野中央西地区」のモデル・コミュニティの指定および境南コミセン用地の起債により、「1973年度は5億円、1974年度は3億円の用地費の起債を許可してくれ、オイルショックで地価が高騰する直前に安い価格で一挙に5ヶ所ものコミセン用地の先行取得に成功した」（：550）。この経緯については注2を参照されたい^{（注2）}。そして、これはその後のコミュニティセンター建設に大変有利に働くことになった。では次に武蔵野市におけるコミュニティ施策に移る。

2. 武蔵野市長期構想・長期計画の策定（「コミュニティ構想」の出現）

1969年、地方自治法の改正により、各市町村に基本構想の策定が義務づけられたが、「全国の市町村の一部で既に取組みが始まっていたし、早いところでは昭和30年代後半から40年代前半に策定を済ませていた」（：761）。実際、佐藤氏自身がすでに八王子市や府中市で長期計画に関わってきていた（佐藤2007: 14）。この基本構想の策定が義務づけられる前、武蔵野市でも1966年12月にまとめられた長期計画（試案）があった。

2-1. 武蔵野市長期計画（試案）

武蔵野市に社会党系の後藤喜八郎革新市長が登場したのは1963年4月。1964年1月に発足した企画室が、市長から長期計画の策定を命じられて、委託先を探そうとした。しかしその時、「自分も手伝うから企画課員が苦労してまとめたらどうかと市内在住研究者のアドバイスを受けて、文字通り長期計画策定の手法のイロハから勉強して策定の努力をすることになった」（：749）。

策定作業の中でその出発点は人口推計にあることが分かり、専門研究者のアドバイスをもとに、10年後の常住人口を約17万人、目標人口を20万人と確定した（同: 750）。武蔵野市の将来の姿は、「未来像は《教育都市》」で、「子どもを育てるのに最も適した、住みよい20万都市」とした（同: 751）。基本施策としては「楽しい家庭づくり」、「こどもを大切にする」、「住みよい都市づくり」

の3項目を掲げた(同: 752)。しかし、正式の計画として公認されずに試案のままで終わってしまった(同: 759)。

この試案の問題点は、第1に「人口推計が過大見積もりとなってしまう、それが計画全体の実効性を弱めたこと」。第2に、「市民要求に対してそれを調整して効率的な行政を確保するという考えが必ずしも明確に打ち出されていないこと」(同: 760)にあると推測されている。

2 - 2 . 市民参加による長期計画という策定方針

さて1970年、佐藤竺氏が武蔵野市から「長期構想・長期計画」を策定する委託を受けるように要請された。彼は既述のように八王子市や府中市で長期計画策定に関わった経験をもっていた。しかしそれらは、「そのほとんどは、自治省の示したモデルに沿って、研究者やコンサルタントの手になる原案を、住民や学識経験者、議員を交えた審議会に諮ってまとめあげるという方法を採用していた」(同: 761)。武蔵野市から要請された時、彼の脳裏をよぎったものは「武蔵野市なら市民も市長以下の執行部も市議会も市民参加による長期計画づくりの試みを成功させる条件を備えているのではないかという思い」(同: 767)であった。そこで「武蔵野市ではもっと進んだ形にしてみたい。市民参加でやろうじゃないか」(佐藤2007: 14)と提案した。「当時理念も曖昧なら手法も皆目検討のつかない中で、あえて市民サイドからの発想で市民参加による行政の計画化に挑戦し、未踏の世界を切り開く努力を進めた」(:761)だったのである。

彼はすばやく動いた。「委員長に遠藤湘吉先生を引っ張り出しましょう。その場で電話をかけた。松下圭一君がちょうど武蔵野に引っ越してきたばかりで、大学の1年後輩なもので、後藤市長さんが推薦してきました。それと田端貞寿さんは、私の家の建築の設計をしてくれた人と同じスペースコンサルタントというところで、当時造園のことをやっておられたものですから、この4人で始めたわけです」(佐藤2007: 15)。この時彼は武蔵野市の長期計画を「どのような考え方でどのようにして実現するかといった確たる信念などは持ち合わせ」ていなかった。ただ、「他の最適と思われる市内在住の有識者3人に呼びかけ、さらに助役2人にも加わってもらって策定委員会を構成し、企画部を中心に、ときには市長にも出席を求めて毎晩のようにブレインストーミングを行いながら、武蔵野方式と呼ばれるものをつくり上げていくことになる」(:767)のである。後藤市長は、この「市民参加による長期計画づくり」の提案があったとき、「普通ならばまだ海のものとも山のものともつかない住民参加に躊躇するはずのところを、即座に受け入れること」(同: 761)に同意した。

武蔵野市が1970年度に「初の市民参加による長期計画策定に取り組んだ当時、まだこのような方式がわが国のどこにも出現していなかった」。なぜなら「およそ行政に関する限り、市長以下の執行部や議会が専門家であって、一般の市民には到底理解不可能との考えが、どこでも支配的だった」からである。しかし、「市民参加による長期計画づくりは、一方で市役所の中になお残存していたお上意識、愚民感を払拭させるとともに、他方で市民の側にも行政の実態について理解を深め、

仮に批判的ではあっても協力の姿勢に転換する契機となることが期待された」(同: 766)。

2 - 3 . 長期計画に顕れた市民参加

長期計画の策定過程で市民参加という特色が顕れているところとしては、第1に、自治省の示したモデルの方式を採らず、構想・計画の一本化で進めたこと。これは「自治省の示したモデルにある10年なり15年なりの期間を提示した基本構想、それを具体化した基本計画、さらに3年程度の実施計画の3本を一本化して、最初の段階の討議要綱も最後の段階の素案もすべて具体的な内容をそのつど市議会に提示し」(同: 768)たことで、通常は「基本構想」のみを議会に諮るところを計画の全容を議会に問うたのである。

第2は、策定委員に限られた審議会ではなく、3部会構成の市民会議を開き、議員、各種団体、一般市民と策定委員との討議を行ったこと。市民会議の構成は、第一部会(市議会の各会派代表などと単独無会派の議員)、第二部会(市内の各種団体代表。各団体2人ずつ)、第三部会(一般市民の自由参加)となっていた。なお「第1次調整計画では、第一部会を廃止し、別に、研究者の策定委員が市長や助役に代わって議員と一問一答・討論を行う全員協議会を他の会議に先行して開催してもらい、すべての情報はまず議会に提示する議会尊重・最優先の原則を具体化した」(同: 770)。

第3は、市民会議と並行して庁内会義も開催し、策定委員と討議したこと。庁内会義は、部長会、部課長会、市職員組合で構成され、長期計画の実施担当者である職員の意見も取り入れようとした。なお「3年後の第1次調整計画では、部課長だけの会議、係長以下一般職員の自由に参加できる会議、市職員組合幹部との会議、の3本立てとした」(同: 769)。

第4は、上記の討議の過程、つまり長期計画策定過程の情報を極力市民に公開しようとしたこと。第1のところで市議会に提示した討議要綱や最終素案等を、「全戸配布の広報の特集版で市民への周知徹底を図るという開かれた方法を探った」(同: 768)。また長期計画策定後も「緑と市民施設のネットワークづくりに、緑化市民委員会、市民センター建設市民委員会、コミュニティ市民委員会を次々に登場させ、計画策定や市民参加にとって決定的に重要な情報の収集、提供に不可欠の広報改革のための広報市民委員会とともに市民サイドからの行政施策の形成、執行に役立て」(同: 769)ている。

第5は、策定過程の情報を市民が自分で判断できるように、武蔵野市に関する基礎情報を提供するシステムをつくったこと。策定時には、策定に必要な最小限の統計や資料が総合計画的に整備されていなかった。そこで策定委員が章立てや掲載項目を指示しながら、『市勢統計』を1970年版として一冊にまとめた。これは現在まで毎年刊行されている。その後第1次調整計画の策定に当たって、『地域生活環境指標』を公刊し、「市民意識調査」が初めて実施された。前者は、「市民の生活万般にわたって関係ある市行政や他の官公民機関の施設・サービスの現況と時系列変化を表、地図、グラフで見る統計書」である。「この作成作業は、職員の自発的参加方式を採り、庁内に一般公募し(超過勤務手当のみ支給)、初回は意欲のある職員17人が参加した」(同: 771)。

以上が、長期計画の策定過程で市民参加という特色が顕れているところである。

ではここで、佐藤氏の考える「市民参加」と「コミュニティ」の関係を見てみよう。日本の市町村の業務が、国の機関委任事務が中心でやられていたということに関して、「どうも自治体のやっていることは、市民の意向を反映しないような形のものがある。これはおかしいんじゃないか。まず、市民のための計画づくりから始めていくべきだろう。いや、それは市民自身の手で職員と一緒にやっていくべきではないか。それが私の頭の中に合った市民参加だったわけです。そういう市民参加を市全体でやるというのはなかなか大変なことなので、もう少し身近な自分の目の届く範囲のところで訓練を受けてくる場、お互いに自分が主人公なんだという訓練を受けてくる場として、コミュニティというものを考えなきゃいけないのではないか。」(佐藤 2007: 23) すなわち、市民の意向を反映し、市民と職員が一緒にやっていく市民のための自治体計画というものが市政への「市民参加」であり、その「市民参加」が具体的に発現する場が「コミュニティ」なのである。

ではこのような市民参加による「長期構想・長期計画」の中のコミュニティ施策について見ていこう。

2 - 4 . 長期計画策定の意図とその内容の特色

長期計画策定委員会は、1970年10月に発足した。策定時の委員会の現状認識は次のようなものである。「現代の社会は目まぐるしく変貌し、人口も激しい流動状況にある。武蔵野市の人口も絶えず流動し、市民のかなりの部分を占める通勤・通学者は、武蔵野市にねぐらをもつのみという状態にあると言っても、言いすぎではない。人間関係も互いにつながりを持たず、潤いのない生活を過ごしがちである。しかし誰もが、このような状況を解きほぐす糸口を見付けられないでいる。この意味でわたしたちは、毎日の生活の拠り所となるべき「ふるさと」を地理的にも精神的にも失っているのである」(『武蔵野市長期計画』前文、『市報むさしの』1971.10.15)。この状態をいかに打破すればよいか。

「私たちが自治の根本に立ち返って 平和な緑と教育 の都市づくりを進めるならば、そこには必ず市民の新鮮で活力あふれる連帯が生まれずにはいないであろう。この市民の連帯に基づく私たちの市民的自発性こそが、伝統的なきずなが崩れ、個人が独立性を自覚したあとに築かれる、都市的形態をとった現代の「ふるさと」としての武蔵野市の基本精神とならねばならない」(同)のではないか。

この認識の下に長期計画が策定された。その結果、長期計画原案の前文のタイトルは、「新しい「市民のふるさと」武蔵野市」となり、「武蔵野市は、私たち武蔵野市民の自治体である」、また「武蔵野市のあかるく豊かな生活は、市民の自治活動と市長、市議会、市行政機構による民主的、科学的行政との結合によって、はじめて実現できる」(同)と宣言された。

長期計画は武蔵野市政全般を対象にしている。従ってここでは、個々の施策の詳細ではなく、長期計画の内容の特色として挙げられているものを列挙してみよう(: 780 - 786)

最大の特色は市民参加により策定が進められたこと。内容においても、市民参加システムが真っ先に取り上げられていた。

市民こそ市政への最終責任を負うのであり、必要とあらば自ら市政に責任を執る形で介入してこななければならない。その場合、最も大事なものは、政策の形成や執行の決定過程へ参加することにある。(同: 781)

市民が決定過程において賢明な判断を下せるようにするためには、必要な政策情報はすべて提供されなければならない。従って情報公開制度の確立とそれに基づく免責規定が必要になる。市民の反対に遭って長と市議会だけではまとめきれない施設や施策、市民サイドからの行政の全面的組み直し等に、市民委員会や市民会議を充てるという工夫が凝らされた。

市民意識調査によれば、市政への市民参加に積極的な姿勢を示す人は、全体の3%程度に留まる。日常化する市民参加となったら、4年に1度の選挙(50 - 60%)のようにはいかないのは当然である。それに対して、だから市民参加に決定権を与えるのは誤りだという批判が出る。それに対する反論は以下の通り。

大事なものは、市民参加システムの形成により、参加したくなる積極的市民を1人でも多く増やすこと、また参加しなくなったときにその場が用意されていること、従って市民施設のネットワークが長期計画の6大事業の一つに加えられたのであった。(同: 782)

参加によって可能となった各種利害対立の調整とそれに基づく施策の統合。

例えば集会室の要求が共通して大きいので、大型施設を一本化し、コミュニティ施設にも同様の考えを採ったこと。(同: 783)

財源をできるだけ市の公共施設のストックに振り向け、フローで毎年消費してしまう施策を極力抑えたこと。

市民要求であるフローの施策としては、各種福祉施策、教育費、PTAの公費負担などがある。長期計画は、財政的裏づけをバックデータとして持っており、よほどの緊急性がない限り、ローリングで次の調整計画なり次期長期計画の策定まで新規の施策は入り込む余地がないこと。(同: 784)

これに対しては、市の部課長から、最もやりがいのある予算編成の楽しみが奪われたという批判の声があがっていた。

防災が異例なほど重視されたこと。(同: 785)

策定委員の中に福井大地震の体験者がおり、地震に対して強いまちにするための都市改造、災害時の飲料水の確保、老人や子ども達の保護、近県市町村との「兄弟都市相互援助協定」などのユニークな施策を盛り込んだ。

幼稚園と保育園の一体化を図る幼保一元化、特に保育園を単なる託児ではなく幼稚園同様就学前教育の場として位置づけたこと。

残念ながら実際には中央の省の間の障壁が高すぎて達成されなかった。

その他として、市民への「指導」という言葉は一切用いなかったことがあげられる。(同: 786)

その外、長期計画の策定過程で考えられた当時の武蔵野市の特徴は次のようであった。(同: 771)

- 1) 文化遺産や景観が残っている、
- 2) 都心への通勤通学などに適切な位置を占め、
- 3) 市域は極めて狭いが、人口密度は逆に全国都市中5位で、規模は適正、能率の良い行政遂行の条件を有し、「武蔵野市の構造がきわめてコンパクトで」(前文)あり、
- 4) 所得水準・教育水準は高く、財政力とともに市民参加の好条件となっており、
- 5) 大部分は住宅地だが、商業地は幹線道路沿いに形成され、特に吉祥寺駅周辺は中央線の商業の中心地となりつつあり、一方(公害発生源となるような)工場は少ない、といった点にある。

要するに、「静かな住宅地、楽しいショッピング」という都市イメージが出来上がりつつある」(『長期計画』第1章)とまとめられている。このような特徴を踏まえて、「長期構想・長期計画」も展開されている。

2 - 5 . 市民参加による長期計画への疑問

このように市民参加を鍵概念として組み立てられた長期計画であったが、その市民参加および策定過程に対して疑問ないし否定的見解が一部の政治学者から寄せられていた。それは以下の通りである。(: 780)

- 1) エゴに根ざす住民の要求が渦巻いて収拾がつかなくなる。
- 2) 直接民主制により間接民主制が取って代わられる危険性がある。
- 3) 議会との関係において、長が強くなりすぎて独善化が進む。

それぞれに対する反論は次の通りである。

- 1) 対立する利害が市域内に限られているならば、必ず調整がつく。
- 2) 直接民主制を間接民主制に代位させるのでなく、補完にとどめれば済むこと。
- 3) 市民が決定過程に参加することによって、市政はガラス張りになり、独善化はかえって防がれる。

長期計画では、市民参加は決定過程への参加まで視野に入れていたのである。このような特質をもった長期計画の中から、コミュニティ施策に関する部分を抜き出して再構成したのが「コミュニティ構想」である。1971年2月に公表された。

3 . 「コミュニティ構想」

コミュニティ構想は、前文、 . コミュニティの意義と位置、 . 地域生活単位の構成、 . コ

コミュニティづくりのための市政課題（A.豊かな市民生活の実現、B.都市改造の六大事業計画）、コミュニティの誘導戦略（A.市民施設の計画配置、B.生活道路の整備、C.緑のネットワーク造成）という構成から成っている。長期計画策定委員たちの思い描いたコミュニティなるものが、市民参加を媒介に浮かび上がってきている。

3 - 1. 「前文」

先ず「前文」の最初において、「長期計画においてコミュニティを武蔵野市の市民生活の基礎単位とするような位置づけをおこなった」とあるように、コミュニティを市民生活の基礎単位と捉えている。

その「コミュニティについての基本的考え方」は次のとおりである。

- 「(1) コミュニティは、市民自身が長期の自治活動の過程でつくるものである。したがって上からの制度的強制ではない。
- (2) コミュニティは、地域の特性、市民交流のチャンスなどによって生まれてくるものであり、開かれた開放的都市空間をなしていく。したがって閉じられた閉鎖的都市空間ではない。
- (3) コミュニティは、市域全体の計画的な市政水準上昇の結果として生まれる。したがって特定地域への重点施策はおこなわない。
- (4) 市民のコミュニティづくりのために、市は市民施設、生活道路、さらに緑のネットワークの適正な計画的行政によってそれに協力する。このため市民参加によって「市民施設長期計画」を策定する。

この意味で武蔵野市コミュニティ構想はハードな青写真計画ではなく、ソフトなシステム計画となっている。」(『武蔵野市のコミュニティ構想』:1)

ここでは「コミュニティについての(基礎的)考え方」を示したのであり、コミュニティを規定もしくは定義づけようとしているのではない。外縁が明確でない緩やかに変化しつつあるものと捉えている。4つの説明はコミュニティそのものの特質の記述と捉えることができる。前文全体から得られるコミュニティの特質をまとめておく。

コミュニティは市民生活の基礎単位である。つまりその中で人々の基本的な生活ができる領域ということである。

コミュニティはつくるもの、つくる主体は市民、つくるプロセスは長い自治活動においてである。つまり市民の長い自治活動の結果生まれてくるものであり、全体が過程・プロセスということである。完成態というものはない。そして「自治会や町内会のような強制加入組織」ではないこと。

コミュニティは特定の間、特定の人どうしの結びつきの中で生まれてくるもので様々な形がある。そしてそこには誰でも入れる・参加できるというオープンなところである。

コミュニティは市域全体の市政水準を計画的に上げていけば、いろいろな所で生活にゆとりのできたその地域の人たちがつくり出してくるもので、行政が特定地域のコミュニティづくりに手を貸

すものではない。

行政は市民のコミュニティづくりに必要なファシリティを用意するだけでよい。そのためにファシリティの一つである市民施設を市民と一緒に（要望を聞きながら）計画的につくっていく。

このようなコミュニティを実現していくやり方は、既に青写真があってその通りにやっていくというものではなく、何度でもやり直しと融通のきく緩い計画で徐々に実現していくものである。続いて「 ．コミュニティの意義と位置」におけるコミュニティの記述を見よう。

3 - 2 . 「 ．コミュニティの意義と位置」

ここは「長期計画」第2章、長期計画の課題として3つに分けて計画の重点を提示した第1の部分、すなわち「1．市民がつくる武蔵野市政」の部分である（『長期計画』：25）。

「現代における自治体の課題は

- 1) 自治体内部での民主主義の実現
- 2) シビルミニマムの保障
- 3) 都市改造の推進
- 4) 国に対する市民の利益の主張
- 5) 自治体機構の民主的能率化

をあげることができる。この課題がいきいきと達成されるためには、市民の市政参加こそが必要であり、また市民参加が自治体を自治体たらしめる基本原理である。

この市民参加の過程でコミュニティを中心とする地域生活単位が市民自身によって生み出されなければならない。このコミュニティは新しい「ふるさと」武蔵野市の基礎単位となるであろう。

市民自治の精神に則り、市政に対する市民参加が多様な形態でおこなわれるためには、市民相互の交流、あるいは市民と市長・市議会・市行政機構との間の対話が活発に行われなければならない。そのためには、次のような条件が整えられる必要がある。

1. 市民参加システムの形成
2. 地域生活単位（コミュニティ）の構成
3. 市民センターとしての市庁舎改築」（同,2）

ここで新たに加えられるコミュニティの特質は何か。自治体には実現すべき課題があり、その課題達成のためには市民参加が必要であり、その市民参加の過程でコミュニティが生み出される。つまりコミュニティは、ここであげられた5つの自治体の課題を達成するための市民参加の過程で生まれるのである。その市民参加が多様な形態で行われる必要があり、その具体的な形態として1、2、3の場があげられている。またそのコミュニティが新しい「ふるさと」武蔵野市の基礎単位となるということは、新住民どうしあるいは新住民と旧住民をつなぐ新たな絆がコミュニティの中で創り出されることを示している。

続いては、市政に対する市民参加が多様に行われるための条件としてあげられている「2. 地域

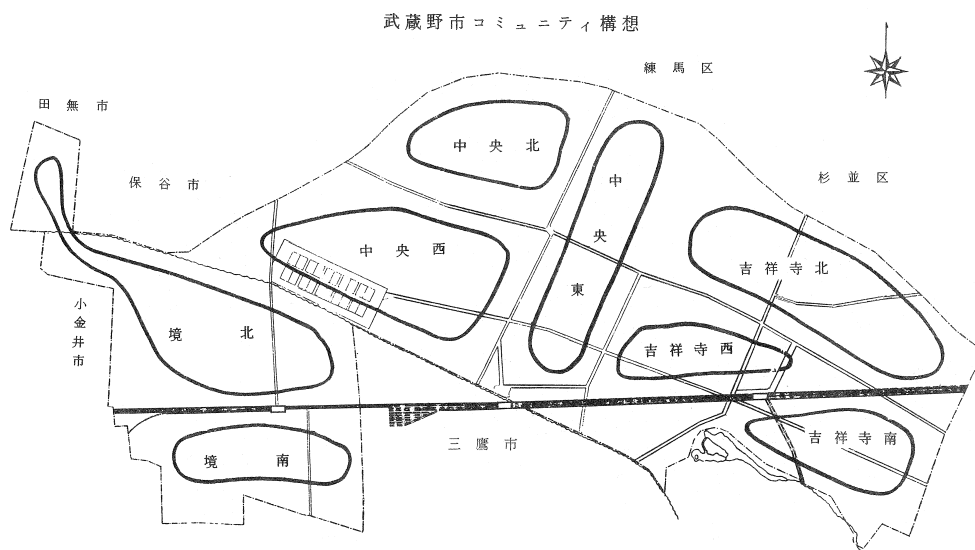
生活単位（コミュニティ）の構成」についてである。

3 - 3 . 「 地域生活単位の構成 」

「 地域生活単位の構成 」は、長期計画の課題の「 1 . 市民が作る武蔵野市政 」の「 (2) 地域生活単位の構成 」の部分からの引用である。(『 長期計画 』 : 27,30) (番号は分かりやすいように筆者が付けた。)

- 「 1) 市民相互の対話や意見の交流、あるいは市政参加の条件をつくり、また市民の連帯を築きあげるためには、その基礎として、コミュニティを市民自身がうみだしていく必要がある。市はこれに対して、市民施設を適切に各コミュニティに配置するようにつとめる。
- 2) このコミュニティづくりは、市が押し付けるべきではなく、市民自身が新しい近隣感覚を身につけながら長期にわたって押し進めていくものである。
- 3) このコミュニティは、伝統社会の自然村とは異なって、地理的にも生活的にも閉鎖性を持たない開かれたコミュニティでなければならない。何故ならば、今日では市民の生活要求は、多様になるとともに、市民の階層によって分かれているからである。
- 4) したがって、市は上から機械的にコミュニティの区分決定をすることなく、むしろ構想を示すにとどめ、市民施設をそれぞれの地域に平等に、またそれぞれの地域の特殊性に応じて適切に配置し、市民自身のコミュニティづくりをバックアップすべきであろう。このような考え方にたって武蔵野市においては、ほぼ 8 つのコミュニティを想定する。(第 1 図参照)

第 1 図



このようなコミュニティを基礎とし、より広い交流を図る場として、吉祥寺・三鷹・武蔵境の三駅の駅勢圏を前提に、吉祥寺・中央・境の三つの地区を構想し、またこれに必要な市民施設を設置

する。

さらに市の全域を対象とする市民施設がこれに加わる。

このように武蔵野市の生活空間は三層性をもつ。これらの三層性からなる地域生活単位は、それぞれに問題や行政の内容、性格に応じて活用され、生活欲求の分化に対応して、全市民の間のキメ細かい交流を促進し、ひいては地域における民主主義のいきいきとした展開にやくだつものである。

したがってこのコミュニティ構想は、市域を学校区や出張所管轄区によって機械的に分割したものではない。第1図にみられるように地域社会の特性に対応した模型図となっているのはそのためであり、とくにコミュニティ相互の交流などが考慮されている。しかもこの地区配分は、現実の老人クラブ、保育所などの配置と対応している点においてはまた地域生活に密着している。しかしながら将来の問題としては、小・中学校区、出張所管轄区の再編へとつながるかもしれないという点も配慮している。」(同:3-4)

ここで新たに加えられるコミュニティの特質は何か。1)から、コミュニティの中で行われる活動として「市民相互の対話や意見の交流、あるいは市政参加の条件をつくり、また市民の連帯を築きあげる」ことが想定されていることが分かる。後半部分は、行政は市民の活動に必要なファシリティを用意するとしたところと重なる。2)からは、コミュニティづくりの主体となる市民は「新しい近隣感覚」を身につけていることが条件になっていることが分かる。3)からは、コミュニティはどんな所から来る人でも受入れ、またどんな生活要求にも対応するもので、階層的に分かれた生活要求にも対応するとされている。4)からは、コミュニティづくりにおける行政の役割として、物事ははっきり決めず曖昧な領域を残して市民が判断する場を広げる、平等な対応とコミュニティの地域性を尊重する、バックアップの役割に徹することがあげられている。

後半の記述の部分からは、武蔵野市民の生活空間は、8つのコミュニティレベル、3つの駅勢圏レベル、1つの全市レベルの三層性をもっているのもので、どの層からの生活欲求であるかを認識しながら市民も行政もキメ細かく対応していかなければならないこと。第1図にみられるコミュニティの地区割りは、「老人クラブ、保育所などの配置と対応している」が、「小・中学校区、出張所管轄区」とは対応していない。しかしコミュニティの区割りは「地域生活に密着」したものであるのもので、老人や子どもを重視して将来的には「小・中学校区、出張所管轄区」の区割りの方が変化するかもしれない。つまりコミュニティの区割りはそれほど「地域生活に密着」したものになるべきことを、言っている。(注3)

3-4.「 . コミュニティづくりのための市政課題」

これまでの部分が、コミュニティとはどんなものか、市民によるコミュニティづくりについて述べられてきたとすれば、ここからは市民によるコミュニティづくりを支援するには行政はどんなことをすべきなのかについて述べられている。従ってこれまでのように全文を引用するのではなく、

コミュニティづくり支援のための施策に関する部分のみ引用することにする。

「このコミュニティづくりのためには、市は、たんにコミュニティだけの構成を追及するのではなく、市民生活全体の水準の上昇さらに都市改造への展望をもたなければならない。むしろこのような市政課題に市がこたえることによって市民の自治意識をたかめ、またこの自治意識のたかまる過程で市民自身によるコミュニティづくりが推進されるであろう。

そのために市は、次の市政課題にとりくまなければならない。」(同: 7)

次の市政課題とは、続いて述べられている質の高い「シビル・ミニマム」を保障する「(A) 豊かな市民生活の実現」と「(B) 都市改造の六大事業計画」のことである。さて、市民自身によるコミュニティづくりの推進のためには、行政(武蔵野市)は、コミュニティづくりの直接支援だけでなく、コミュニティづくりができる環境を整備しなければならない。それが、一つは「市民生活全体の水準の上昇」と、もう一つは「都市改造」とされている。

市がそれらを遂行すると、市民生活は豊かになり、生活にゆとりが生じ、自らの社会の中での立ち位置への関心が生まれ、それを自分でコントロールしようという自治意識が高まってくる。その自治意識が具体的な身の回りの生活の自治に向けられると、「市民生活の基礎単位」としてのコミュニティが浮かび上がり、その形成つまりコミュニティづくりの活動に結びついていくことになる。

「武蔵野市は市民に質の高いシビル・ミニマム(都市生活基準)を保障しなければならない。」

「シビル・ミニマムは市民生活の多様化、高度化に対応しうような基準で実現されなければならない。だが同時に、シビル・ミニマムは全市民に公平かつ平等に保障されなければならない。」

「したがって、武蔵野市民のシビル・ミニマムの充足ならびに拡充を、基盤計画・文教計画・福祉計画にわけて推進し、すべての市民に豊かな市民生活を保障しようとするものである。」(同: 7-8)

すなわち先の「市民生活全体の水準の上昇」とは、「シビル・ミニマムの充足ならびに拡充」であったのである。続いて「都市改造」の内容についてである。

「市民による、市民のための現代的な都市生活基準の確立とその保障は、都市構造の改革によってはじめて成果をあげることができる。」

「自然発生的な都市構造を、緑と太陽と公共空間のみちみちた現代の「ふるさと」につくりかえていくことが、今日の武蔵野市政の新しい課題である。

したがって都市改造の計画としては、現在進行中の全市完全下水道化計画ならびに吉祥寺駅周辺再開発計画をふくめてつぎの六大事業とする。

- (1) 緑のネットワーク計画
- (2) 市民施設のネットワーク計画
- (3) 全市完全下水道化計画

- (4) 吉祥寺駅周辺再開発計画
- (5) 中央地区整備計画
- (6) 武蔵境駅周辺開発計画

「この六大事業は、単独事業として孤立しているものではない。それぞれの事業は、コミュニティづくりから市政全体に多様な波及効果をおよぼして、武蔵野市における現代的都市生活基準そのもののレベルアップをもたらすものである。」(同: 10)

すなわち「都市改造」の内容は、「六大事業」なのである。それらは互いに関係しあってコミュニティづくりに様々な波及効果を及ぼす、というものである。さらに詳しくは次の「 . コミュニティの誘導戦略」で説明している。

また、武蔵野市政の新しい課題が「緑と太陽と公共空間のみちみちた現代の「ふるさと」につくりかえていくこと」で、その実現のために「六大事業」があることも分かった。市民によるコミュニティづくりの最終目標も、この「現代の「ふるさと」」づくりにある。

3 - 5 . 「 . コミュニティの誘導戦略」

「コミュニティづくりの戦略的誘導のためにまず六大事業計画の第2、市民施設のネットワーク計画が直接重要な意義をもつ。市民自身のコミュニティづくりを市は積極的協力をおこないその実現を支援するために、市民参加によって、市民施設の計画的な適正配置を責任をもって実現しなければならない。ことに市民施設の市域全体における全体効果をたかめるためにネットワークシステムをとることが重要である。

さらにコミュニティ内部の生活道路の整備、コミュニティを相互に結ぶ六大事業計画の第1の緑のネットワーク計画をもこのコミュニティづくりの一環として想定している。」(同 11)

従って、コミュニティづくりに関する「都市改造」の要は、「市民施設のネットワーク計画」であることが明らかになった。それを市(行政)は、「市民参加によって」積極的に協力・支援するとされている。この外にも、「コミュニティ内部の生活道路の整備」と「緑のネットワーク計画」も、「市民自身のコミュニティづくり」支援のために想定してある。

「市民施設ネットワーク計画のなかで重点的に拡充する必要のあるものは、コミュニティレベルにおけるチビッ子広場、児童遊園、集会施設の拡充、地区レベルにおける公園、プール、児童センター、全市レベルでの体育施設、大型会館ないし市民ホールである。

だが46年以降50年は、学校鉄筋化のために財源のおおくがふりむけられるので、この市民施設のネットワークの整備は緊急のものを除いては50年以降の目標とならざるをえない。

その間市民施設ネットワークの具体化のためのプロジェクト・チームを編成し、市民参加によって市民施設長期計画を策定する必要がある。また用地の先行取得をおこない、できるだけ多くの市有地を獲得しておく必要がある。

なお、市民施設長期計画の策定にあたって留意すべき点は次のとおりである。

1. 大型会館の建設にあたっては、多目的利用を考え、婦人会館、教育会館、労働会館などの単一目的の会館の建設をできるだけさける。
2. 市民施設は、規模の大小を問わず緑地や遊び場と結びつけ市民センター的機能をもつように設計する。」(同: 12)

市民施設ネットワーク計画にも、先に述べた3層性があり、各層の施設がネットワークをつくる中で豊かな市民生活を保証しようとしている。しかしそれに取り掛かることができるのが昭和50年(1975)以降であり、それまでは学校鉄筋化に財源が振り向けられる予定であった。ところが1973年以降の財政悪化により1975年度までに終了するはずの小学校の鉄筋化が残り、コミュニティレベルにおける集会施設であるコミュニティセンターの着工が一部先送りされた。ただ最初のコミュニティセンターである境南コミュニティセンターは1975年度に着工できた。

また市民施設建設の際には、市民センター的機能を中心にした多目的に利用できる施設にし、単一目的の会館はできるだけ避けるという留意点も、武蔵野市の「コミュニティ構想」の特徴である。但しこの点は、後に社会教育との関連で問題とされることになる。

「生活道路は市民の日常生活に密着したコミュニティの動脈となる道路をいうが、その機能は自動車の無秩序な進入によって失われようとしている。生活道路はたんに市民の家庭と学校、駅、市場、公園などを結ぶ歩行ないしサイクリングの道として使用されるばかりでなく、同時に子供の遊び場でもあり、また市民の出会いの場でもある。また、公衆電話、消火栓、電柱がおかれ、地下には、上下水道、都市ガスが埋設されている。」(同: 15)

生活道路の整備は、それを通じて市民の日常生活を保障し、コミュニティの動脈を確保することになる。従って、コミュニティの形成にとって欠くことのできないインフラ整備となる。

「この緑のネットワークは、コミュニティをつなぎ同時に市民施設ネットワーク計画との関連で、遊び場、遊園地あるいはその他の市民施設の緑化と結合されるべきである。」

「この緑のネットワーク計画の具体化を早急におこなうため、市民代表による「緑化市民委員会」をつくる。またその実施にあたっては、これが新しい重要な市政課題であるため、市の行政機構に造園部門を置く。緑のネットワーク造成は、新しい発想ならびに技術と手法を必要とするからである。」(同: 16)

市民施設のネットワークと緑のネットワークを組み合わせることで、市民の安らぎになる緑豊かなコミュニティをつくらうとしている。コミュニティどうしをつなぐ「緑の遊歩道」や「公園道路」「遊び場道路」なども考えられている。もともと緑のネットワーク計画は、コミュニティ内部の生活道路の整備とともにコミュニティづくりの一環として想定されている。「緑化市民委員会」は1971年9月にスタートした。

「コミュニティ構想」は以下の文章で閉じられている。

「以上が武蔵野市のコミュニティづくりの構想であるが、それは市民参加と市の計画的行政との結合による長期的課題として位置づけられ、制度的強制にならないように配慮されている点、さらに特定地区のみに大量の財源投下となるようなプロジェクト計画としての青写真主義におちらないように市域全体のシステム計画となっている点が、武蔵野市のコミュニティづくりの特性である。」(同: 19)

コミュニティづくりはプロセスであるので終わりはない。市民たちが合意できるできるだけ理想のものに近づけていくしかないので、長期的課題と位置づける他はない。市民自身がつくり出すものである以上、行政等が表に立って指導する制度的強制になってはいけない。コミュニティは、大量の財源を投下した特定地区のみに生まれるのではなく、「市域全体の計画的な市政水準上昇の結果」として生まれてくるというのは、本構想の「前文」で述べられている通りであり、この意味でこの構想は「ソフトなシステム計画」なのである。

コミュニティを考える上で、後藤市長が1971年3月、市議会で長期計画についての提案説明を行った際に述べたことを参考として付け加えておく。

コミュニティは、「市民が相互に独立し、自覚を持ち、全体をよくしていき、子どもの教育あるいは自分たちの向上を図ろう」とするものだと言っている。(: 788) 一方、コミュニティは「地域生活単位の構成」であるが、それに「近隣住区」という訳語を当てはめると、「従来の隣組が地縁、血縁、因縁、情実、こういう風なものによって結び付けられたものであり、戦争中は、戦争へと向かう必ずしも楽しいものではなかった」とことに関連して、「何かそこには閉ざされた社会が内在して」いる感じがするとしている。またシビル・ミニマムに関しては、「これは市民生活の最低の基準であり、市政はその実現に向けて進むが、それが充足されたらさらに高い基準を設けるので、可変的なものだ」と説明している。

4. 長期計画と第一次調整計画

「長期計画」の原案は、昭和46年2月8日市長宛に提出され、後藤市政第2期目最後の市議会となった3月第1回定例会に上程された(: 779)。しかし、その内容というよりは、各会派の思惑、とりわけその直後に迫っていた市長選挙との絡みで、何ら審議を加えられることもなく、全会一致で継続審議とされ、後藤市長の任期満了直前の最終市議会であったため、審議未了、廃案となった(同: 786)。

4-1. 廃案となった長期計画

廃案になった原因は、共産党議員が「基本構想・長期計画」を市長が選挙での公約に使うのでは

ないかと質問したのに対し、市長としては選挙でほかのことは言えないと答弁したことにある。これで市長が「基本構想・長期計画」を選挙公約に使うつもりだということになり、そしてこの答弁が勇み足だったという点で、新聞各紙はほぼ一致していた（同：794）。なぜならこの時、自民党のほか共産党も市長選挙に独自候補を立てる予定で、「この基本構想という“目玉商品”を現市長に独占されてはかなわないという思惑が絡んだものと思われる」とのことだった（同：796）。

しかし同年4月の選挙では、後藤市長が、保守系無所属候補に4：1に近い大差を付けて圧勝、三選を果たした。共産党は候補者擁立を断念した。同時におこなわれた市議会議員選挙では敵対的だった自民の大物が落ち、議員36人中8人の新人議員が生まれた。そして改選後初の市議会定例会である1971年6月の市議会第2回定例会に基本構想が改めて上程されたのである（同：797）。

議会での審議の後、13人からなる基本構想審査特別委員会が設置され、7月中旬から実質的な審査を開始して、次の9月の第三回定例会に結論を報告することになった。委員会は5回開催された（同：800）。委員会報告をめぐる質疑の後、同年9月、全会一致でこの基本構想が可決された。そして「この基本構想・長期計画は、その後の武蔵野市のまちづくりの基礎となることになった」（同：804）のである。

4 - 2 . 第一次調整計画

基本構想・長期計画が、1971年度からの3年間の市行政の執行を主導した後、その長期計画で約束された調整計画の策定が、1973年2月初旬から始まり、それから9ヶ月かけて10月下旬第一次調整計画が決定された（同：804）。ここでは市民参加に関わる事項を見ていく。なお1973年2月には、次節で述べる「コミュニティ市民委員会」もスタートしている。

調整計画が長期計画と基本的に異なる点は次の2点である。

- 1) 議会の議決を必要としない点。
- 2) 長期計画期間中の途中、昭和49年～53年（1974 - 1978）度の5ヵ年間の計画である点。

また、この調整計画の意義は次の3つにあると主張されている。

- 「(1) 『武蔵野市長期計画』・『武蔵野市基本構想』を基本的前提とし、そのワク内における実行計画の第1次調整として、『基本構想』ならびに『長期計画』の弾力的な実効性を高めること。
- (2) 昭和46年～48年度の市政および計画の進行を点検するとともに、今日の市民要求ならびに社会情勢の変化に的確に対応するための創造的発展として位置づけられる。
- (3) 市民参加、職員参加をさらに積極化し、市政の目標・行政課題をめぐって、市民相互、ならびに市民・市長・市議会・職員のあいだに、共通の対話の“ヒロバ”をつくる。」（『長期計画第一次調整計画』：4）

この調整計画の策定に関して市長から提案が出たのが、1972年11月下旬（：805）。調整委員

会のメンバーは、前回と同じ市内在住研究者4人と助役2人で構成された。市民参加方式で策定するという基本方針は変わらない。今回の調整計画市民会議には市議会には加わらず、代わって討議要綱と計画案の2度にわたり、市民会議での討論の前にまず市議会全員協議会で調整委員からの説明を受けて具体的に討議を行い、その意向を反映させることになった。長期計画以来の、市議会尊重・最優先の態度を堅持し、すべての討議はまず市議会から開始したのである。

全員協議会は、丸一日夜までぶっ通して開催する。これは調整委員の側にとっては大変きつい任務となったようである（同：806）。しかし第一次調整計画策定の場合は、すでにその長期計画策定の経験が武蔵野方式として蓄積されており、その有効性が計画の実施において立証されていたため、部分的な軌道修正で事足りた（同：807）。

調整計画の基本的な考え方は以下の通りである（同：808）。

「1）市民参加の武蔵野方式を政策情報の公開・行政機構の改革を伴いながら、さらに強力に推進する。

2）市・都・国の行政責任の分担、市民の責任の在り方を明確化する。」（5まで続く、以下略）
このうち、市の責任領域では、児童手当、日照権対策、コミュニティ構想などで示した先導性の発揮、都・国への政策転換要求とを指摘している。（同：809）

また、調整計画の目玉は、3つの重点政策と4つの緊急施策である（同：813）。

3つの重点施策とは、以下の3つである。

- 1）子ども・老人・婦人の福祉。……子ども・老人の福祉に重点を置き、婦人の福祉条件の上昇を図る。
- 2）公・災害対策と緑化で、包括的な市民生活環境の整備と向上のために、条例・要綱の制定を検討、総合緑化条例を制定することにした。（同：814）
- 3）シビルミニマム充実と市民自治確立のため、市民参加の拡大、市民文化の向上の条件整備に努力する。（同：816）

4つの緊急施策（同：816）とは次の4つである。

- 1）米軍施設跡地の確保
- 2）ごみ処理システムの整備
- 3）市民センター建設
- 4）用地の先行取得

市民参加に対応した市の行政態勢の改革努力は以下の通りである。（8つ上げられているが市民参加に関わる3つを示しておく。）

- 1）市民参加システムへの対応　各市民委員会の取り組む課題は総合行政的性格をもつので、部局相互間の調整と市民参加に対応できる庁内態勢の整備。（同：818）
- 2）政策情報の公開と市の責任態勢の確立　決定以前の政策情報の公開による市民間・職員間の討議機会の拡大、広報広聴システムの全般的改革の検討、市民の要求・要望・質問へ

の一定期間内の回答。

- 3) 機構の改革 市民要求に統一的にこたえる執行態勢の整備、生活環境の水準上昇のための総合行政の充実、都市計画・防災計画の総合推進態勢の確立。(同: 819)

ここで、長期計画の課題の「1. 市民がつくる武蔵野市政」の「(2) 地域生活単位の構成」で述べられていたこと(「コミュニティ構想」の「 . 地域生活単位の構成」と同じ)は、調整計画の「市民施設のネットワーク計画」では次のようにその具体的内容を明示されていた。(『長期計画第一次調整計画』: 14)

- 「1) 市民参加・市民文化の基本施設としての多様な市民施設を、地域生活単位(コミュニティ) 予想地区に平均して配置する。ただしそれぞれの地区の特性に応じて、コミュニティ・センター方式をとるか、散在方式をとるかを検討する。
- 2) 遊び場、児童館、老人クラブ室、集会室、検診室、図書館などは、できるだけ多目的な市民施設に集約して各コミュニティ予想地区、さらに駅圏に配分すると共に、管理運営には市民参加方式をとりいれる。
- 3) 既設の市民施設の管理・運営方法を早急に刷新し、その使用効率を高める。
- 4) 市民施設の設置にあたっては、多目的施設にするだけでなく、できるだけピロティ方式を採用して床下を子どもの遊び場として開放するとともに、用地の緑化を考慮する。また市民の共用印刷設備、母親の利用を容易にする一時託児施設などの設置、ならびに老人、身体障害者(児)の利用の便宜を配慮するとともに夜間利用方法を改善する。
- 5) 市民施設と駅・生活道路ならびに緑のネットワークとの有機的連携をはかると共に、自転車利用にも十分配慮し、市民が利用しやすいようにする。また、自転車置場を重点的に整備し、バス路線の適正配置などについても早急に検討に入る。
- 6) コミュニティ施設については、重点的に用地の確保を図るとともに、逐次計画的にその整備をおこなう。コミュニティは、市民が自発的活動をとおしてつくりあげるものであり、市民の積極的な参加による地域市民会議の発足を期待する。
- 7) 体育施設、集会施設などの民間施設の設置者と協議して、市民への開放に協力をうるよう努力する。
- 8) 以上のことを実現するために、コミュニティ市民委員会は「地域生活環境指標」などを参考にして、その設置、配置、設計の計画を早急に立案すると共に、個別計画の策定とあわせて、市は市民施設の整備拡充を強力におこなう。」

ここには、どのような市民施設をどうやってつくるのかという詳細が記されている。そして1973年2月、このようなコミュニティセンターの整備を主目的とするコミュニティ市民委員会が発足した。

5. コミュニティ市民委員会（1973年2月～1975年2月）

コミュニティ市民委員会は、コミュニティセンター（コミセンとも表記）の建設整備を市民参加によって進めるための構想や方針を検討する。検討のための指針は、長期計画に明示されていた。その中で後に「武蔵野方式」と呼ばれるようになる武蔵野市のコミセンの独自性の幾つかを以下にあげる。（：543）

- 1) 長期計画の指針に沿って全市的に計画的にコミセンの整備が進められた。当時コミセンを市町村全体に計画的整備を進めようとするところは、まだ2～3にとどまっていた。
- 2) コミセンの設計段階からそれぞれ地域全体を網羅するとされるコミュニティ協議会によって市民参加で建設が行われ、完成後もすべて市民参加によって自主管理され、専任職員はいっさい配置されなかった。アルバイトの形での補助者は施設の規模に応じて1人が2人置けるようになっていたが、どういう採用方法にするかは自由にした。
- 3) コミュニティ地区は、境界を明確にして確定する方式を採らず、一応の予想地区にとどめ、市民が相互に乗り入れて交流できるようにした。
- 4) コミセンの集会室の利用はすべて無料である。また、コミセンの建設をすべて市費で賄い、当時のほとんどの市町村が関係地区住民の応分の寄付を要求したのとは極めて対照的だった。その理由は、そのころの武蔵野市の市民が5年で四割近く、10年で三分の二が流出入で入れ替わる実情では、半永久的な建物の建設費を仮住まいの市民の寄付に求めるのは不合理だと判断したからであった。（同：544）

このコミュニティ市民委員会が行った最大の仕事は、「コミュニティ施設整備の基本方針」の作成であり、1974年2月市長宛に提出された。

5-1. コミュニティ施設整備の基本方針

その前文では次のように述べられている。「この基本方針は、長期計画とその第一次調整計画を受けて、コミュニティが「新しいふるさと」である市民生活の基礎単位となることを期待し、それぞれの地域において市民の手で長期にわたる自治活動を通してみんなの協力により作り上げられること、そこでは市民同士の交流の場、そこに造られる施設は一部の市民に独占されることなくすべての市民に開放され、さらに市政が市域全体に対して均衡の取れた、しかも高水準の市民サービスを約束するための基礎単位ともなること」を指摘した。（同：550—551）

また武蔵野市のコミュニティ施策の特色として、以下の4点を挙げている。

- 「1) 全市的展望にたつて11のコミュニティ地域全体の整備構想をたて、市長の提示する優先順位に従って計画的に整備を進める。
- 2) 用地費が著しく高いので、その利用効率を高めるため、総合的な施設づくりを進める。
- 3) 一地域あたりの予算は、他市に見られぬ大規模なもので、建設および管理費は市で負担する。

4) 設計段階から管理運営に至るまですべてコミュニティごとに市民会議がつくられ、自主的に推進し、市は最小限の統一的基準を条例によって定めるにとどめる。」(同: 551)

そして基本方針は次の8項目からなっている。これは今後のコミュニティセンター建設の基本指針となった。(同: 551-552、武蔵野市コミュニティ市民委員会 1974: 2-11)

- 「 . 基本原則.....武蔵野市長期計画の第1次調整計画(昭和49-53年度)の第4章六大事業計画の(2)市民施設のネットワーク計画を基本原則とする。
- . 市民施設等のコミュニティ別現状.....1973年度に公表された地域生活環境指標を活用して、11地区(この委員会でコミュニティ予想地区を8から11に増やしている)の各施設の一覧表を示した。
- . コミュニティ別施設の緊急度.....最も緊急度の高いAとして吉祥寺東、吉祥寺北、西久保、関前、境南の5地区、Bとして吉祥寺南、桜堤の2地区、Cとして吉祥寺西、中央東、中央北、境の4地区を上げ、簡潔に理由を挙げた。
- . 用地獲得方式.....緊急度の高いところから重点的に。用地取得が不可能なところは、小中学校体育館を重層化する改築で対処。
- . コミュニティ別市民会議.....名称・構成・運営組織の自主的決定の上で、コミュニティ計画案の策定、コミュニティ施設案・管理運営方式の決定、コミュニティ施設の責任運営を行うように求めた。
- . コミュニティ施設に最低限必要とされる設備.....ロビー、集会室、学童保育室、老人・身障者用集会室、検診室、児童図書館、保育設備(一時託児所)、市民団体用ロッカー、印刷設備、映写設備、更衣室、水飲み場、湯沸し場、便所。音楽室は小中学校の放課後・休日利用、温水プール、体育施設、ローラースケート場への対応も触れている。
- . 管理運営方式.....条例(コミュニティセンター条例、後の1976年2月制定)で設置方針を決め、それを基礎に自治管理とし、市の費用による管理人の配置、市補助金交付による管理費全額市負担を条件とする。
- . 市民への周知徹底と市の責任.....この基本方針を『市報』に掲載、関係市民・団体に配布、市の策定するコミュニティ計画を3月末までに準備し1974年度からの実施に向けて、その全文を市民に公表する。」

この内の「コミュニティセンター条例」は次の第2期コミュニティ市民委員会で案が決められることになる。一方第一次調整計画は、1973年度末に5ヵ年計画として策定されたが、計画は「少なくとも調整計画の3年間については99%まで実施に移された」とされている。このことは第二次調整計画でも同様であった(: 182)。

5 - 2 . 公民館的要求の排除

ここで特筆しておくべきことは、初期の長期計画策定委員やコミュニティ市民委員たちがいわゆ

る公民館的要求（施設を建設したならそこに社会教育主事等の専門の職員を配置して講座等を開き住民を教育・指導する）に応じなかったことである。（：549）

議会内のある会派は次のように主張して、専任職員の増員を要求していた。すなわち、コミセンの自主管理は、自立する「市民」を前提にしたもので、武蔵野市民にそういう人間などいるはずがない、コミュニティで社会教育を活発にして市民を教育、指導する必要がある。

それに対して策定委員たちは次のように反論していた。

そのような市民性が十分でないとすれば、まず最小限必要な地域の人々がいつでも集まれるコミセンを造り、しかもその建設から管理運営に参加することによって、主権者としての主体性を自覚するようになるきっかけをつかめるだろう。

人々は自分たちの城であるコミセンで参加の中からお互いに交流・親睦を深め、上からのお仕着せの社会教育などではなく、必要なら自ら学びあうのがコミュニティであろう。

武蔵野市民は、その高学歴の構成一つをとっても、十分に自ら学習する能力を備えており、今更社会教育によって市民性なるものを教えてもらう必要は毛頭ない。

仮に専任の社会教育主事が置かれたとしても、この人たちが市政の全般にわたって通曉しているという保証はない。

市民運動は、市政のあり方への不満や批判から、それと真っ向から対決することもありうるのに、社会教育主事がそのような反権力的運動の指導などできるであろうか。

とにかく、成熟しつつある市民社会において、社会教育が生涯教育に代わり、さらに生涯学習と言わざるを得なくなったことを銘記すべきだろう。

この結果、武蔵野市は社会教育に冷淡だということになった。しかし市民たちの中から、学習の継続性・多様性ということからその中心となって企画する専門職員は必要ではないか、従って公民館的施設は必要ではないかということになり、社会教育というものの大切さをもう一度しっかり考えてみるべきではないかと「武蔵野市の社会教育を考える会」という市民団体が1978年に生まれた。この団体は1980年代以降武蔵野市の市民運動のネットワークの中心的存在になっていく。

6．第2期コミュニティ市民委員会（1975年9月～1977年9月）

第2期コミュニティ市民委員会が行った重要な成果は2つある。1つはコミュニティセンター条例の原案策定、もう1つは2年間の任期を終えるに当たって行った市長への提言である。

6-1．コミュニティセンター条例の提案

先ずコミュニティセンター条例の提案（1976年2月に案が取りまとめられた）についてであるが、当時の委員会の気迫を感じさせるものがあるので、少し長めだが引用してみる。（：552-553）

「第一号のコミセンが境南町に建設されるに先立って、それを根拠づける条例が必要であり、企

画部から素案についての感触が第2期コミュニティ市民委員会に求められた。だが、その内容が、市の他の公共施設とまったく同じ型になっていたために、これでは全国に先駆けて市民参加方式で整備される本市のコミセンとしては芸がないとの異論が出て、市民委員会で原案を練ることになった。だが最も苦労したのは、コミセンの性格付けで、本市より先に制定した他市の条例は、他の公共施設の条例と代わり映えのしないものか、さもなければ憲法の前文のように長めに記して拘束力のない宣言の意味を持たせるかのいずれかで、いずれも参考にはならなかった。そこで、この性格を本文の第2条に置いて拘束力を持つものにし、以下のように規定した。」

「第2条 コミュニティセンターは、市民が新しいふるさとを武蔵野市の豊かな町づくりを進めるための基本的施設として、次のような性格をもつものとする。

- 1) 市政への市民参加、市民相互の交流並びに市民文化の向上に役立てられる。
- 2) 市民の社会生活の基礎単位であるコミュニティ地区ごとに配置される。
- 3) 全市的若しくは駅勢圏別等に配置される他の市民施設と相補って、市民施設のネットワークを構成する。
- 4) 建物、敷地及びその他の付属施設全体が、市民の誰もが自由に利用できる総合的な多目的施設である。
- 5) 建設及び管理運営のすべてが、コミュニティ地区に居住する市民を中心とした市民参加方式により行われる。」(『コミュニティセンターづくりの記録』:9)

条例は、地方自治体においては法的拘束を課すものである。ここにコミュニティセンターは、市政への市民参加に役立つもので、コミュニティ地区ごとに建設され、3層構造の市民施設のネットワークの一翼を構成し、それ自体は多目的施設で、建設からその後の管理運営までコミュニティ地区の市民が中心となって市民参加方式で行われる、ということが武蔵野市で拘束のある形で保証されたのである。

この条例のもう一つの注目される点は、第4条(管理運営)にある。(『武蔵野市のコミュニティ』:14)

「第4条 コミュニティセンターの管理運営は、市民参加方式に基づき、各コミュニティ地区に設置される公共的団体が自主的に責任をもって行う。

2 市は、コミュニティセンターの管理運営を別表第2の公共的団体に委託する。」

「この方式によると、

ほぼ完全な住民管理ができる。

住民は自由にかつ責任をもって利用できる。

施設の運営は、利用時間や行為規則等の面で市町村の直接管理と異なり、住民の要求に即したかたちで行われる。

という長所があるとして包括管理方式となった。」とある。

ここで言う「別表第2」とは、市から各コミセンの管理運営を委託されている各コミュニティ協

議会が列挙されている表である。これら「コミュニティ協議会」は、元は各コミュニティ予定地区においてコミセン建設が決定した時に集められた市民および地域団体の代表たちで構成する「建設推進（あるいは促進）委員会」であり、自ら建設地周辺の日照や騒音問題を解決し、コミセン建設後は、もう一度どこの団体にも属さない個人が自由に参加できるように呼びかけ、共にその管理運営を担うようになったものである。行政が自らの仕事を委託する場合は公共団体に限られるが、ここでは、行政（武蔵野市）がこれらコミュニティ協議会を公共“的”団体と認定し、コミセンの管理運営業務を委託している。後に2005年にはこれらの団体はすべて「指定管理者」として市に認められることになる。

続いて第5条（経費補助）で、「市は、前条第2項に定める団体に対し、コミュニティセンターの維持管理に必要な経費を補助することができる。」としている。これは、第1期コミュニティ市民委員会が示した基本方針の「管理運営方式……条例で設置方針を決め、それを基礎に自治管理とし、市の費用による管理人の配置、市補助金交付による管理費全額市負担を条件とする。」を条例で確定した部分である。

これで制度的に市民参加の「武蔵野方式」が確定したのであるが、先に述べたように、「コミセンの集会室の利用はすべて無料で、……コミセンの建設費をすべて市費で賄う」（：543）というやり方は、武蔵野市の特徴で日本ではほとんど見られない。行政の住民に対する信頼の顕れと言える。これで市民参加によるコミュニティセンター建設は制度的に保証されることになった。

この条例は、1976年6月の市議会に上程され、全会一致可決となった。ここでの質疑で取り上げられたのは、「コミュニティの地区割りの整合性、学童クラブ、館内清掃、コミュニティ協議会の性格、センター事務員の身分と待遇、雇用責任の所在、営利行為の禁止、特に講習会の謝礼の性格、自販機の禁止、既存の団体以外の参加の確保など」（同：553）であり、条文についてはまったく異論がなかった。

6 - 2 . 市長への提言

もう一つの重要な成果は、2年間の任期を終えるに当たって行った「市長への提言」である。1977年9月に取りまとめられた。（『武蔵野市のコミュニティ』：15。：552。『市長への提言』：1-8。）

- 「1）コミュニティ予想地区の修正について。……第1期市民委員会の中で、コミュニティ予想地区11の形成が想定されていたが、その後の状況の変化にともない、予想地区の一部修正がなされた。
- 2）コミュニティ施設整備の地区別順序について。……施設整備の緊急度をA、B、Cで格付けされており、これに基づいてA地区から順次整備が進められてきた。こうしてA地区に格付けされてきた境南・西久保・吉祥寺東コミュニティセンターは、完成・着工を見たが、今後の進め方を変更する。

- 3) 既存の公共施設のコミュニティセンターへの転用について。……公会堂・市民会館・福祉会館等のコミセンへの転用が検討されたが、問題点が多いため不可能と判定された。
- 4) 小型集会施設への助成策について。……コミュニティセンターとは、所属等性格上の差があるとして、助成策はとるべきではないとした。
- 5) 今後のコミュニティセンター建設と管理において考慮すべき点……境南・西久保両コミュニティの経験から得られた建物の構造上の問題と管理上の問題を列挙。コミュニティセンターの活動が広がることが予想されることから『市報』のコミュニティスペースの拡大等の考慮が必要。
- 6) コミュニティ活動の将来展望。……「コミュニティ施設の整備は、市民参加の市政の基盤拡大をその一つの目的とするものである。従って、今後市民の交流の中から、再開発問題を始め、地域緑化、交通安全その他の地区改善計画が、自主的に形成されることが期待されるが、この点については『白書』で扱うことにする」(『市長への提言』:7)。
- 7) 今後のコミュニティ施策推進、とくに市民組織について。……「コミュニティ市民委員会は、施設整備が軌道に乗った現時点において、第2次調整計画(1976年度に策定)でも廃止が予定されている。だが、今後引き続き各地区間の交流を進め、後発地区への支援、市との折衝等を円滑ならしめる必要があるので、コミュニティ代表者会議(仮称)を設ける必要がある。ただし、この会議は、代表者を各1名に限る必要はなく、継続的に出席するメンバー以外に市民の参加への道を開くべきだろう」(『市長への提言』:7-8)。

この委員会では、7)に見られるように、コミュニティ市民委員会を自ら廃止する提案をしている。その理由を次のように説明している。(:550)

まず、「長期計画の策定委員や各種市民委員は、同じ人が長く継続すべきではなく、交代して新しい人たちにできるだけ広く経験してもらおうべきだという考え方があった。」

次に、「コミュニティ市民委員会の学識経験者として参加した委員たちは、コミセンでの活動があちこちで活発化し、そこでの取りまとめ役の人たちが、多様な、時には利害の相反する地域の人々の間に立って苦労して実践の中から経験を蓄積し始めたのを知って、もはや根無し草としては役目は終わった、出しゃばるべきではないと考えるようになっていた。

こうして、今度はこの実践家たちが、月1回まったくのボランティアとして「コミュニティ研究連絡会」を開催し、お互いの経験を語り合い、それぞれの抱える難題の解決に一緒に取り組むようになった。(例えば、老人クラブからの月1回第2水曜日午後の長期独占使用の要望、高層住宅等で葬式を出せなくなったのをコミセンで出せるようにという要望などに対して)

これらを実現した場合のように、研究連絡会は、地域で抱える共通の課題を歩調をそろえて実行する決定を行うようになった。そして、ここからも実践家たちの自主性を尊重するために、根無し草は早く身を引いたのであった。」

ここで述べられている「コミュニティ研究連絡会」が自主的に組織されたのは、1978年6月で、

当時発足していた6つのコミセンの協議会の代表たちによって各コミュニティ協議会間の連絡組織としてスタートした。これが「コミュニティ市民委員会の学識経験者として参加した委員たち」が期待した通りの役割を果たせたかどうかは後に論じる。

7. 第二次調整計画（1977年度～1981年度）

長期計画の2回目のローリングで、第二次調整計画が1976年度に策定された。1977年度から1981年度までの5ヵ年計画である。なお1975年4月の選挙で後藤市長は無投票で当選し、後藤市政3期目に入っている。

この第二次調整計画は、4つの意味で転換期の調整計画として性格づけられている。第1に、長期計画の最終段階の締めくくりを行うとともに、その抜本的な改定へと引き継ぐ展望を与えようとするものであること。第2に、計画的行政運営の成果として、吉祥寺駅前周辺再開発事業、全市完全下水道化計画、学校鉄筋化計画等が完了に近づき、市政の重点が都市基盤の建設整備段階から都市基盤の維持管理段階へと移行し始める経過期間にあたっていること。第3に、市民委員会方式の一応の定着にともない、市民自治の武蔵野方式に新たな展開をはかろうとするものであること。第4に、経済情勢が高度成長時代から低成長時代への移行が不可避となり、わが武蔵野市の市税収入の伸びが鈍り、投資的経費枠が絶対額においても構成比においても縮小してきているので、市政全般について発想の転換をはかろうとするものであること。以上から1977年度から5ヵ年の全期間について詳細な実行計画を策定するのは困難であるので、予定より1年早く、1979年度から次の第二次長期計画の策定に入るように定めた。（『長期計画第二次調整計画』：4 - 5）

7 - 1. 2つの新しい試み

第二次調整計画では、市民参加や職員参加の方式は踏襲しているが、新しい試みは主に2つある（：184）。

先ず、市民会議の3部会構成において、第二部会に、各種ボランティア（老人給食サービス、愛のスープ実施、老荘緑化隊）の参加を求めたことである。これまで第二部会は、市内の各種団体代表を各団体2人ずつ出してもらっていたが、ボランティア団体は入っていなかった。

ちなみに第一部会は、第一次調整計画では廃止し、策定委員が市長や助役に代わって議員と一問一答・討論を行う全員協議会としていたが、ここでは復活し約90の市政関係団体と市民団体に参加を要請している。第三部会は一般市民の自主参加であることに変わりはない。

次に新しい試みとしては、地域生活環境指標分科会の他に、補助金等分科会を設けたことである。ここでは補助金等の実態の調査を踏まえ、一般原則を検討した。しかし残念ながら行政施策にはほとんど生かされずに終わった。

第二次調整計画の基本構想として、3つの基本課題、3つの優先事業、5つの新課題が規定され

ている。その内の3つの基本課題を示しておく。(同: 185 - 186)

- 「1) 市民自治の武蔵野方式の新しい展開..... 既存の市民会議と市民委員会の拡充・是正、に併せて新たに、コミュニティ市民会議方式と、ボランティア活動方式が提唱された。関連して、この市民自治を支える基盤としての市政に関する情報の公開、とりわけ政策情報の公開、『市報』の改革を提案した。
- 2) 転換期に対応した庁内態勢の再編成..... 低成長時代への移行という転換期にあたって、新庁舎建設を控えて庁内の行政体制の再編成が不可避となった。そこでゴミ処理施設建設に対応するための清掃部の独立、下水道建設の完了に伴う下水道部の縮小再編成、健康課と福祉関係部課との統合、コミセンや中間3施設の管理部門の統合などを提案した。
- 3) 長期計画の6大事業計画の推進..... 6大事業計画の第2「市民施設のネットワーク計画」では、三層構造の施設の他、消防分団詰所2ヶ所改築、学校開放、市営陸上競技場開放の推進、中学校1校について体育館開放用施設の実験的付設、特定の企業・団体の施設とならないよう各種集会施設の利用基準再検討などを指摘した。」

7 - 2 . 市民参加の4つの武蔵野方式

上記3つの基本課題で市民参加に関して重要なのは1)「市民自治の武蔵野方式の新しい展開」である。「市民自治の武蔵野方式は、市民会議方式と市民委員会方式を根幹として出発し、ついで、コミュニティセンターの建設計画の立案を契機にして、境南・西久保・吉祥寺東の3つのコミュニティ予想地区にコミュニティ市民会議が生まれ、さらに、老人食事サービス・ボランティアを中核として、ボランティア活動の気運が醸成されてきた」(『長期計画第二次調整計画』:23)と捉えられている。「市民自治の武蔵野方式」は、市民自治の核が市民参加であるので「市民参加の武蔵野方式」と言ってもよい。既に説明したように、第1は市民会議方式、第2は市民委員会方式である。ここに第3の「コミュニティ市民会議方式」と第4の「ボランティア活動方式」が加わった。そして「今後の展開の力点は、コミュニティ市民会議方式の発展とボランティア活動方式の触発におく」(同)とされている。ここに市民参加の武蔵野方式の4形態が確定した。

「市民会議方式」はここでは次のように強調されている。「従来、市民会議方式は、市議会による公聴会・市民の意見を聴く会というかたちでおこなわれていたほかは、長期計画および調整計画の策定過程で主として活用されてきたが、今後は、すべての市民委員会、審議会ならびにプロジェクトチーム、あるいは各部課において、必要に応じ適切な方法で市民会議方式を活用する」(同)。

次に「市民委員会方式」は、一応の実績を踏まえて、以下のような措置が考えられた。(同: 23-24)

「市民委員会は、市民が自治の担い手としての市民の資格において、市長および市議会の制度的

権限を尊重しつつ、市長に対する積極的な政策提言と自主的活動とを合わせおこなう性格のものであることを再確認し、1977年度以降は、報酬支給を停止し、費用弁償にとどめる。

市民委員会は、個別具体的な政策提言を積極的に展開し、市政の点検改善を日常的に行うこと、また、広く市民と交流し、みずからの広報広聴活動を活発におこなうことに、とくに配慮する。市民委員会方式のマンネリ化を避けるため、それぞれの任務の達成状況などを勘案しながら、適当な時期に既設のものを廃止するとともに、市民委員会方式にふさわしい新しい課題があれば、これに対応する市民委員会を新設する。

各市民委員会の行動様式は多様化しつつある。他方では、各市民委員会が相互に密接に関連した課題に取り組んでいる。そこで、市民委員会方式の発展と調整をはかるため、適宜に全市民委員会の合同会議を開催し、相互の経験交流と共同討議をおこなう。

既設または新設の審議会等の委員構成につき、一般市民代表の参加を拡充する。ときには公募方式の採用も検討する。また、召集日程、議題選定、議事運営、議事録作成等についての自主性を拡大し、審議会等を徐々に市民参加的性格の強い機関に改める。

新しい方式として、市民と職員で混成されるプロジェクトチームの活用も考え、市民参加と職員参加との結合をはかる。」

このうち と は未達成であるが、 の公募委員は今や様々な委員会で常態になっている。これからはほぼ20年後の市民委員会は、コミュニティ市民委員会に見られるように、「武蔵野市在住の市民・学識経験者通常10数名で構成され、個別具体的な問題について市長に積極的な政策提言や市政の点検改善を行い、みずから広報広聴活動を行うことができる。具体的には緑化、健康、コミュニティ、清掃対策、広報、防災計画、学校開放など20近い市民委員会が、必要に応じてつくられたり、役目を果たして消えたり、またつくられたりしている」(高田1994: 64)という状態であった。

続いて「コミュニティ市民会議」については次のように説明されている。

「 コミュニティ市民委員会は、任期中にコミュニティ・センターおよびコミュニティ改善計画のあり方に関するのこされた諸問題について、総合的検討を加え、市長に提言する。

既定の境南・西久保に加え、吉祥寺東のコミュニティ・センターを建設する。それ以外の地区については、優先度に応じて隔年に1ヶ所のテナポで建設する。

公会堂・福祉会館・市民会館のあり方をコミュニティ・センターとの関連において検討する。

いまだコミュニティ市民会議が形成されていない地区について、コミュニティ市民会議の形成を期待する。また、コミュニティ市民会議が新たなコミュニティ・センターの建設計画・自主管理計画を検討するにあたっては、既設の境南・西久保の両コミュニティ・センターの長所に学び、短所を改善することを期待する。

各地区のコミュニティ市民会議には、コミュニティ・センターの建設計画の立案、その自主的

な管理運営だけでなく、『地域生活環境指標』等を活用した、自主的なコミュニティ改善計画の立案と自主活動を期待する。」

で述べられているコミュニティ市民委員会は、1975年9月にスタートした第2期のものである。これは「武蔵野市立コミュニティセンター条例」案を提言するとともに、任期終了間際に出した「市長への提言」で今後のコミュニティセンターとコミュニティづくりの提案をしており、ここでの期待に込めている。コミュニティ市民会議に要望されていることは、とにある通り、コミュニティセンターの建設計画、建設後のコミュニティセンターの自主管理計画、加えて地域のコミュニティづくりのための自主的なコミュニティ改善計画、さらにそれを実行していく自主活動が期待されている。

実際には、1976年段階で境南地区、西久保地区、吉祥寺東地区の3つのコミュニティ予想地区で住民によるコミュニティづくりが始まっており、市のコミュニティセンター建設の呼びかけに応じた地区の一般市民あるいは地域団体の代表者が自主的に建設委員会をつくり、建物の設計やセンター建設地周辺の住民の同意の取り付けに関わる活動をしていた。この委員会がセンター建設後は、コミュニティセンター運営委員会あるいはコミュニティ協議会となり、センターを自主的に管理運営していくとともに地区内のコミュニティづくりを行っていった。このように市民が自主的に参加し、自主的にセンターを管理運営し、コミュニティづくりを行っていきやり方を「コミュニティ市民会議方式」と名づけたのである。これは「コミュニティ構想」を実現しようとする武蔵野市民の実際の活動から生まれてきたものであった。

4番目が「ボランティア活動方式」である。これは「老人・成人・青少年・男女の別をとわず、広く市民のボランティア活動の触発をはかる」(同:25)とあり、次のように説明されている。

「ボランティア対策プロジェクトチームの報告(『市報むさしの』1976年5月1日)にもとづき、広く福祉・保健体育・緑化・文化・学習の諸領域における市民の自発的自主的な地域活動を推進するため、市民によるボランティア・センター設置の運動に協力し、助成する。

地域文庫活動の意義を評価しこれを支援する。

市が委嘱する各種の行政委嘱ボランティアは、できるかぎり公募・登録方式によるものとする。各種の行政委嘱ボランティアにともないがちな権威化およびアルバイト化の弊害を防ぐため、その処遇方法について考え方を統一するとともに、報酬、作業日数、作業時間について検討し、また一般ボランティアと行政委嘱ボランティアを含めたボランティア活動の事故保険制度の確立に努力する。

愛のスープ事業を廃止する方向で、愛のスープ、老人食事サービス・ボランティア、友愛訪問員の相互関係を整理する。

ボランティアの育成・ボランティア活動の助成について、関係各課間の連絡調整を緊密にする。各種の講座、講演会等を企画するにあたっては、できるかぎり市内在住の学識経験者とか市民

活動家または職員を講師として活用する。

同様に、各種の委託調査をおこなうにあたって、できるかぎり、市内在住の学識経験者等を調査者に依頼し、市民的センスの導入をはかる。

上記の ・ 等の必要にこたえるため、各種分野の専門家市民名簿のいっそうの充実につとめる。」

は「武蔵野市民社協」の中に「ボランティア・センター武蔵野」として1978年に実現された。のボランティア保険は、今や市関連のイベントやお祭りの際には、市の費用で必ず参加者全員が加入するようになっている。の専門家市民名簿は、担当部課には備えていると思われるが、プライバシーとの関係で一般には公開されていない。

「ボランティア活動方式」は、「市民がボランティアとして福祉や社会教育等の分野に関わり、ボランティアセンターを軸に市民福祉システムの確立に欠くことのできない基礎を築く」ということを市民参加によるコミュニティづくりの一つと見たものである。しかしほぼ20年後に次のように評価されている。「本来個人が自主的に活動するのがボランティアであるため、それを行政が統一的に把握することにはやや困難が伴う。1978年に誕生する「ボランティアセンター武蔵野」も、障害者・高齢者等の福祉の領域が中心であり、給食サービス、国際交流、社会教育等の分野のボランティアはカバーしていない。現在も様々な分野でボランティアは現れているが、行政がそれを市民自治の一方式とするほどにはシステム化できていない」(高田1994: 68)。

ここで第二次調整計画の3つの基本課題の3番目「長期計画の6大事業計画の推進」の第2番目「市民施設のネットワーク計画」の内容を示しておく。長期計画をより具体化するための実行計画の内容である。 、 、 は、「市民自治の4つの武蔵野方式」の「コミュニティ市民会議」の項で述べられたものの再掲である。

「 コミュニティ市民委員会は任期中にコミュニティ・センターおよびコミュニティ改善計画のあり方に関するのこされた諸問題について総合的に検討を加え、市長に提言する。

既定の境南・西久保に加え、吉祥寺東のコミュニティ・センターを建設する。それ以外の地区については優先度に応じて隔年に1ヶ所のテナポで建設する。

公会堂・福祉会館・市民会館のあり方をコミュニティ・センターとの関係において検討する。

市民センター建設構想に修正を加えて新市庁舎建設と市民ホール建設とを分離する場合には、新しい市庁舎にも、市民の利用に供する会議室等を設ける。(後略)

多目的市民施設の建設という大方針は引き続き堅持する。したがって、コミュニティ・センター構想および市民センター構想との将来の関係が不確定である公会堂、福祉会館については、当面大改修・増築等はおこなわず、冷暖房および付属設備などの応急の改修にとどめる。

消防団第8分団および第4分団詰所の改築をおこない、消防団詰所関係の整備改築事業を完了する。この2つの詰所には会議室が併設されるので、これを一般市民の利用に開放する。

各種公共施設をできるかぎり一般に開放する一環として、とくに学校校庭開放・市営陸上競技場の開放をさらに積極的に推進する。

中学校1校に、体育館開放用施設を実験的に付設し、体育館開放の可能性と効果を検討する。

各種集会施設の利用基準を再検討し、また、利用者グループ間の調整をはかり、特定の企業または団体の専用施設とならないように工夫する。」(『長計計画第2次調整計画』:38-39)

この段階では、コミュニティセンターを全市的に建設する目処がまだ立っていない時であるため、集会施設や体育館をもつ各種公共施設をできるだけ一般に開放しようとしているのが分かる。新しい市庁舎、消防団詰所、学校校庭、市営陸上競技場、中学校体育館などを開放し、既存の建物もコミセンとの関係がはっきりするまで改修を待っている。これらは市民自治を生み出す基礎となる集会場を市内に確保しようとする試みであることが分かる。なお、公会堂・福祉会館・市民会館がコミュニティセンターとは切り離される決定がなされるのは、この後すぐである。

最後に、第二次調整計画を市議会で取り上げた時(調整計画は市議会での議決を必要としない)の一コマをあげておく(:189)。社会党議員が、策定委員の行動は市議会と市長権限の侵犯だとして激しく市長を攻撃し、この場で策定委員会の責任と意義を明らかにせよと迫った。市長は次のように答弁した。

「本市の計画は、市議会や市民の声を盛り込み、財政収入の見通しをしてきたから予定どおりこなせた、最終の編成権は市長、議決権は市議会にある。本市の計画の長所は、市長の好みだけで進むのではなく、また、『市報』で公開し、討論をしてもらい、それを理事者も意識しているところにある。」

市長は策定委員を全面的に信頼し、市民参加と情報公開の実績に自信をもっていることが分かる。続いては、第二期長期構想・長期計画である。

8. 第二期長期構想・長期計画(1981年度~1992年度)

第二期長期計画の策定作業が開始されたのは1979年9月、第二次調整計画が5年の計画期間を満了する1980年度に備えてであった。しかし市政は、1979年4月の選挙で、藤元政信新市長(社会党系)に替わっている。後藤喜八郎氏は4選に出馬しなかったのである。この交替期にゴミ処理場(現クリーンセンター)の新規建設問題が深く絡んでいるが、それは後述する。

8-1. 第二期長期計画の新機軸

第二期基本構想・長期計画の基本目標は、「平和・自治・文化の武蔵野、新しい市民のふるさとづくり」である。「戦後世代が人口の過半を占め、平和の追求が戦争体験から遊離し生活感覚から分離していくような世潮」だからこそ「平和」を、市民自治の新しい基本理念としての「自治」を、

「緑豊かなまちの景観から、市民の知的な思策と行動、そして市政の民主的な理念と施策にいたるあらゆる面で、武蔵野市は真の文化都市でありたいと願う」意味で「文化」を、そして市民の誇りである由緒ある地名「武蔵野」において総合し、「新しい市民のふるさと」をつくる、これこそが「私たち武蔵野市民の使命である」という想いで決められた基本目標である。（『第二期基本構想・長期計画』：30）

第二期長期計画は、第一期長期計画の手法を踏襲しながらも、若干の新機軸が打ち出された。すなわち、

- 「1）第一期の学者市民4人+助役2人の体制を、学者市民4人（2人を新人に入替え）+市民2人追加+助役2人の体制にした。
- 2）第一期が前後期各5カ年の10カ年計画（前半は実行計画、後半は展望計画）で3年ごとに調整計画で見直して各5カ年計画を策定する方式であったのを、第二期では、前後期各6カ年の12カ年計画（前半は実行計画、後半は展望計画）で4年ごとに調整計画で見直して各6カ年計画を策定する方式でより安定性をもたせることにした。
- 3）策定手順の第一段階の時点で各コミュニティ代表者からのヒアリングの機会を設けた。
- 4）地域生活環境指標作成・改定作業を策定過程の前半で実施して、その点検成果を計画に反映させた。」（：190—191）

コミュニティ関連では、前長期計画の6大事業計画で残したものの中、「市民施設のネットワーク計画」において、「この10年で見ることが、コミュニティセンターと市庁舎の建設に終始する結果となった。総合体育館をはじめとするスポーツ施設の整備、並びに学校施設の開放はおおむね今後の課題として残された」（『第二期基本構想・長期計画』19ページ）と反省されている。そして5つの優先事業（市民防災計画の策定、廃棄物処理システムの整備、中央文化ゾーンの創造、市民施設の新ネットワークの形成、武蔵境駅周辺再開発の推進）の中でとしての「市民施設の新ネットワークの形成」が挙げられている。

そこでは「『前長期計画』の市民施設のネットワーク計画はコミュニティレベル、駅勢圏レベル、全市レベルの三層構造を前提にしながら、現実に事業として実施したのは主としてコミュニティセンターの建設であった」（同：107）との反省に立ち、「市民施設は、コミュニティレベル、3圏域レベル、全市レベルの三層構造に分けて再編整備する。コミュニティレベルに必要なものは学校、保育園、コミュニティセンター、児童公園・児童遊園とし、3圏域レベルに必要なものは市民会館、図書館分館、体育館、運動公園とする」（同：36）としている。中でもコミュニティレベルでは特に学校開放を強調している。「学校開放とは、学校をコミュニティ施設としてとらえなおすことであるから、開放すべきは運動場、プール、体育館だけではない。学校施設のすべてである」（同：107）と捉えている。

だがこの長期計画では「市民施設の新ネットワーク」の他に、今後のコミュニティ施策に関して

重要なことが2つ明示された。それが「コミュニティ構想」の基本原則としての「自主三原則」と、「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりに進もう」というコミュニティづくりの方向性の提示である。

8 - 2 . 「自主三原則」の提示

第1章「長期計画の継承と発展」において、第2節「『前長期計画』の成果」における第3項「市民がつくる武蔵野市政」の中の「市民参加システムの形成」と「地域生活単位（コミュニティ）の構成」（『第二期武蔵野市長期構想・長期計画』：50－51）の部分に注目する。

先ず「市民参加システムの形成」において、「市民が参加する長期計画策定委員会、この策定委員会が開催する市民会議方式は、参加意思をもついかなる市民にも「参加の機会」を保証するしくみとして、継承されるべきものである。ただ、より多くの一般市民、一般職員の自発的な参加を促す工夫がもとめられている」（同：50）と、参加を保証する仕組みはあるのだが、その仕組みに人々を呼び込む工夫が足りなかったとやや反省している。

続いて、「各種市民委員会の成果は一様ではなかった。市民委員会らしい運営がなされその成果をあげるために、検討課題の選び方、委員の構成の仕方、職員との協同作業の組み方などについてさらに工夫を重ねなければならない」（同）と反省している。しかし、いわゆる近鉄裏の歓楽街に対して「自主的な市民団体としての環境浄化推進市民委員会が生まれ」、また武蔵野市専用のゴミ処理場建設に関して、「クリーンセンター用地選定といった難問中の難問についてクリーンセンター建設特別市民委員会の創設が求められた経緯などを見れば、市民委員会方式の発想そのものはすでに市民の中に定着したと認められる」（同）と、実績を評価している。

ただし「市民参加の前提は政策情報の公開である」のだが、このことは「当初から強調され、市報特集号の増刊、市民委員会編集の特集号の発刊、『地域生活環境指標』の開発などとなって具体化した」（同）と評価するが、まだ「情報公開の努力は不十分である」（同）と結論づけている。この状態は、各種委員会議事録のWeb上への公開、公募委員の採用、委員会傍聴の推進等が進められている現在でも十分とは言えない。

次に「地域生活単位（コミュニティ）の構成」であるが、ここで「コミュニティ構想」の基本原則としての「自主三原則」が登場する。

「武蔵野市のコミュニティ構想は、歩きながら考え、考えながら前進してきたといえる。予想地区割案も当初の8地区から11地区案に変わった。中町、吉祥寺本町、八幡町などに小型センター分散方式をとり入れた。新しいものにはロビー方式が導入され、開放的な利用に供されている」（同）と、コミュニティ構想は、地域と行政が互いにキャッチボールをしながら、コミュニティセンターの開放的な利用として実現されてきていると捉えられている。

さらに「この“歩きながら考え、考えながら前進する”なかで、武蔵野市のコミュニティ構想の

基本原則はしっかりと確立された。この基本原則とは、「自主参加」のコミュニティ市民会議にもとづいてコミュニティセンターの建設案を「自主計画」し、完成したコミュニティセンターをコミュニティ協議会・管理運営委員会が「自主管理」することである（同：51）と規定された。この「自主参加」「自主計画」「自主管理」が「自主三原則」である。ここでは、「コミュニティセンターの建設案を「自主計画」し」とあるように、コミュニティセンター建設に関するものであったので「自主計画」となっているが、センター建設後コミュニティ協議会がコミュニティ形成のための様々な企画を立案するようになってくると「自主企画」と呼ばれるようになる。そこで、コミュニティ構想の基本原則は「自主参加」「自主企画」「自主管理」の「自主三原則」であるとしておく。この原則が、コミュニティ構想の実践の中から発見されるのに、10年の歳月を要したのである。これは現在も武蔵野市のコミュニティづくりの大原則として、市民にとっても行政にとっても共通のコミュニティ政策の基本前提として機能している。これはさらに、コミュニティ形成の実践の中から生まれた市民自治の行動原則とも言えるものである。

ここで残された課題として「第二期長期計画」は次のように続ける。「しかし、コミュニティ構想にも課題は残されている。それは次の三点であろう。

イ、残されている予想地区にコミュニティセンターの建設を促し、コミュニティ構想を全市的に完成すること。

ロ、コミュニティセンターを全体的に増設していくなかで、コミュニティセンターの利用基準をもう少し柔軟なものに変えていくこと。

ハ、コミュニティセンターの建設管理をこえた、もっと広い意味でのコミュニティの形成、コミュニティ活動の拡大について、市民と市政が共に、「歩きながら考え、考えながら前進すること。」（同：51）

イに関しては、1992年2月本宿コミュニティセンターのオープンで、武蔵野市のコミセン16館体制が完了した。ロとハは、当時のコミュニティセンター管理運営の実際から生じてきた問題で、それへの対応がロは第3期コミュニティ市民委員会の招集へ、ハは「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりに進もう」に続いていく。

8 - 3 . コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりへ

第二期長期計画の課題として、6つの方針が挙げられている。すなわち 15万人のまち・個性豊かな3つの圏域の形成、 広域協力と機能分担の見直し、 用地の確保と土地利用の適正化、 コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりへ、 情報の公開と市民参加の発展、 活力ある柔軟な行政の構築であるが、その として「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりへ」が挙げられていることがコミュニティ関連としては重要である。

この長期計画の策定が開始された1979年9月には、境南コミセン（1976年7月開館）、西久保コミセン（1977年1月開館）、吉祥寺東コミセン（1978年3月開館）、吉祥寺北コミセン（1979年6

月開館)、本町コミセン(1979年6月開館)と5つのコミセンがオープンしており、策定中に八幡町コミセン(1980年5月開館)がオープンしている。しかしこれらコミセンの現状を見て、第二期長期計画では、「コミセンの活動が管理運営中心となり、コミュニティの形成に向けて十分に機能していない」(: 547)として「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりへ」を掲げたのである。

それを詳しく見てみよう。第二期長期計画の「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりに進もう」の文章は、「(1)コミュニティ構想の完成」、「(2)学童クラブの将来構想」、「(3)利用基準の再検討」、「(4)コミュニティづくりへの前進」の4つの部分から構成されている。(『第二期武蔵野市長期構想・長期計画』: 68-70)

まず「(1)コミュニティ構想の完成」では、「コミュニティセンターの建設は従来どおり当該コミュニティ予想地区の市民の盛りあがりを待って建設する」とあり、公会堂・福祉会館・市民会館は、コミュニティセンターに転用しないこと、コミュニティセンターには「体育館を併設することが望まれる」が、困難な場合は「せめて体育室を設けることをめざす」とある。「長期計画」は、コミュニティセンターには体育施設の併設を望んでいるのである。

次に「(2)学童クラブの将来構想」では、「学童クラブは徐々に再編成して、将来はこれを小学校の校舎内または校地内に併設する」とし、「現にコミュニティセンターに併設されている学童クラブについては、コミュニティセンター関係者と学童クラブ関係者の協議をさらに円滑にし、当面より良い運営をはかることを期待する」とあるように、「長期計画」はコミュニティセンターと学童クラブは切り離す方向を示している。

「(3)利用基準の再検討」では、コミュニティセンターの管理運営上の問題点が述べられており、そこから「(4)コミュニティづくりへの前進」につながっていく。

「コミュニティセンターの集会室の利用について、利用者の一定比率以上が武蔵野市民であること、1団体から月3回以上の予約申し込みを受けないこと、金銭の授受をしないことなどの利用基準が設けられている。この種のなんらかの利用規制が必要となっている事情は十分理解できるが、その適用があまりに機械的、画一的にすぎて利用者に不便となっている面もみられる。

そこでコミュニティセンター関係者がこれをもう少し柔軟なものに改めていくことを要望したい。また、その点で市とコミュニティ協議会との間に取り交わされている委託契約の文言ないし解釈に問題があるところはこれを改める。」(同: 70)

当時の市民たちによる慣れないセンター運営の様子が垣間見れる。真面目すぎて応用がきかない。細かい規則の遵守にこだわり過ぎて、コミュニティ活動を活発化するという本来の役目を失念している。しかしそれを指摘すると「自主三原則」を楯に自分たちのやり方を固守する。本来は活動を活発化するように導くはずなのだが、コミセンの管理上利用者の活動を制限する方向になっている。そこで「長期計画」では本来の方向を「(4)コミュニティづくりへの前進」で提示した。

「コミュニティづくりはあくまで市民自治を基本とするもので、自主的個性的な発展をすべきも

のであるから、市政がこれに対して特定のコミュニティ活動プログラムを画一的に強制、指導、要請することは好ましくない。したがって、コミュニティセンター管理運営委員会が企画実施する活動プログラムには、市政は従来どおり介入しないと、先ず従来市の黒子としての立場を確認している。

続いて「だが、コミュニティセンターの管理運営をはなれ、これをこえたさまざまなコミュニティ活動がコミュニティ協議会の場で、あるいはそれ以外のコミュニティの場で企画され実施されることが期待される。そして、市政がこうしたコミュニティ活動に種々の問題提起を行い、活動計画を提案していくことは考えてよい」と踏み込んでいく。要するにセンターの管理運営以外のコミュニティ活動、コミュニティづくりの活動を企画してくれと言っている。その場合は行政が手を出す、つまりコミュニティづくりの計画を提案して教えてあげますということである。ただし市は介入はしないのであるから、提案を採用するかどうかはコミュニティ協議会の判断に任される。「第二期長期計画」は既存のコミュニティ協議会に、協議会本来の活動である地域のコミュニティづくりを思い出してくれと要請しているのである。

そして具体的に「先のコミュニティ環境計画の提案はその一例である。このほかに、建築、緑化、美観、広告物、生活道路の自動車交通などについて自主的で多様な地域協定の締結を促していくことも検討すべきである」と、地域コミュニティで問題になっていることにコミュニティ協議会として取り組み、コミュニティづくりに貢献するように要請している。

以上が「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりに進もう」の内容であり、1976年7月のコミセン第1号、境南コミュニティセンターの開館以来の実践が、武蔵野市の「コミュニティづくり」の方途を具体化してきた。それが「自主三原則」の気づきであり、「コミュニティづくり」の新たな目標化である。なお「(3) 利用基準の再検討」は、第3期コミュニティ市民委員会(1982年9月～1984年9月)の主要テーマとなって検討されることになる。

1980年10月の市議会の全員協議会では、市民委員会と市議会、策定委員と市長との関係、市長交代の場合の対応が論点になったが、藤元市長は次のように答弁した。すなわち、市民委員会は二元代表性の補完に過ぎず、市議会は最終意思決定機関で、その機能を侵してはいないこと。市長の了解なしには計画の内容は書かれないこと。市長交代の場合は、調整計画で整合性が図れること、である。(:193)

そして市議会に『第二期長期構想・長期計画』が上程されたのは、1980年12月の第4回定例会で、その後特別委員会で審査の後、1981年2月の市議会「第1回臨時会で各派から種々批判が加えられたが、結果的には全会一致で可決となった」(:194)。

8 - 4 . コミュニティ政策の基盤整備期の終了

この「第二期基本構想・長期計画」の策定段階において、武蔵野市のコミュニティ政策の基盤整

備期は終了したものとと言える。コミュニティ政策の基盤となったものとしては、「国民生活審議会調査部会コミュニティ小委員会報告書『コミュニティ 生活の場における人間性の回復』」、自治省によって指定されたモデル・コミュニティ、「武蔵野市長期構想・長期計画の市民参加による長期計画という策定方針」、「コミュニティ構想」、「コミュニティ市民委員会のコミュニティ施設整備の基本方針」、「第2期コミュニティ市民委員会の「コミュニティセンター条例の提案」と「市長への提言」」、「第二次調整計画の市民参加の4つの武蔵野方式」、「第二期長期構想・長期計画の「自主三原則」と「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりへ」」があげられる。

基盤整備期をここで切る理由は、ここまでが最初の長期計画策定委員であった佐藤竺氏のリードによるものだからである。佐藤氏は「第2期コミュニティ市民委員会」最後の「市長への提言」において、「コミセンでの活動があちこちで活発化し、そこでの取りまとめ役の人たちが、多様な時には利害の相反する地域の人々の間に立って苦労して実践の中から経験を蓄積し始めたのを知って、(学識経験者としての自分に関して)もはや根無し草としては役目は終わった、出しゃばるべきではない」と考え、自らコミュニティ市民委員会の廃止を提案している。

しかし、第3期コミュニティ市民委員会(1982年9月～1984年9月)が立ち上げられた。それは「第二期長期計画」では、「かつて存在したコミュニティ市民委員会を復活し、これにコミュニティ環境計画、各種の地域協定などのあり方・進め方についての討議を要請する。このコミュニティ市民委員会は現に設けられているコミュニティ研究連絡会の構成員の代表と専門家市民が参加した構成にするのが適当であろう」(『第二期長期構想・長期計画』:73)と既に内容まで示されていた。これは「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりへ」というコミュニティ施策のレベルアップに対応するものであったのだが、佐藤氏の思惑とは少し違う。彼はコミュニティ市民委員会の復活を少し突き放して次のように言っている。

「第2期のコミュニティ市民委員会をやめた後、長期計画をおやりになっている方たちが、コミュニティ市民委員会を復活させるということで復活させたわけです。私は、コミュニティ研究連絡会の皆さんの研究活動で十分ではないかと言ったんですが、……ダメだ、コミュニティで、ただ集まっているだけでは困るので、これからの先のまちづくりに乗り出してもらいたい。私は、そんなことはお任せしておけばいいんじゃないかと言ったんですが、まあおやりになってどうになりましたか、私には解りません。その経過は聞いておりませんから。」(佐藤 1997: 27)

ここから分かるように、佐藤氏は第3期コミュニティ市民委員会以降は、武蔵野市のコミュニティ政策に直接関わっていない。特に1983年5月、保守系の土屋市政になってからは政策形成の第一線には出ていない。従って武蔵野市のコミュニティ政策を考える場合、その基盤整備期を「第二期基本構想・長期計画」の策定段階の後、第3期コミュニティ市民委員会発足の前で区切ることは、妥当だと思われる。

9. 「コミュニティ」および「コミュニティづくり」のまとめ

ここで基盤整備期におけるコミュニティとコミュニティづくりの概念についてまとめておくことにしよう。その理想型は「コミュニティ構想」で述べられている。「コミュニティ市民委員会のコミュニティ施設整備の基本方針」、「第2期コミュニティ市民委員会の「コミュニティセンター条例の提案」と「市長への提言」」でもコミュニティについて言及されているが、それらは、コミュニティを実現するための方策やそのための施設の建設の仕方、管理の仕方についてであり、コミュニティ自体の説明ではない。そこで「コミュニティ構想」に立ち返って、そこからコミュニティとコミュニティづくりの概念について検討することにしよう。

先ず「コミュニティ構想」で語られている「コミュニティ」とはどんな概念であるか。

第1に「コミュニティ」は、「新しい近隣感覚」を身につけた市民（＝以下「コミュニティ構想」での章を示す）が、その中で「市民相互の対話や意見の交流、あるいは市政参加の条件をつくり、また市民の連帯を築きあげる」（ ）ことが想定されている場として、政治的に意味づけられた概念であること。「コミュニティ」は人々が普通に生活するところ、地域に自生的に生まれてくる相互扶助的な通常のコミュニティではない。「新しい「ふるさと」武蔵野市」（ ）」、「緑と太陽と公共空間のみちみちた現代の「ふるさと」（ ）を創り出すという「今日の武蔵野市政の新しい課題」の達成を最終目標とする「コミュニティ」である。言い換えると「コミュニティ」には達成目標と、「つくり出す」（＝「生み出す」）という行為が想定されているのである。そしてこの目標達成の実践は、「地域における民主主義の生き生きとした展開にやくだつもの」（ ）と捉えられている。つまりこの「コミュニティ」は市民参加による民主主義の実現が望ましいという政治的方向性の上に想定された概念なのである。

第2に、コミュニティの範囲は、その中で人々の基本的な生活が出来る範囲であり、互いの境界は曖昧なものであること。コミュニティは「市民生活の基礎単位」（前文）であるとは、その中で人々の一定の生活が全体として保証されるユニットと解せられる。またコミュニティの地区割りは「地域生活に密着」したもので、「小・中学校区、出張所管轄区」とは対応していないが「老人クラブ、保育所などの配置と対応している」。つまりコミュニティの地区割りは老人や子どもなど動きの少ない者を中心に考えられた「地域生活に密着」したもので、その境界は可変的で明確ではない。

第3に、「コミュニティ」は「オープン」であること。コミュニティは「開かれた開放的都市空間」（前文）をなすとあるように「オープンであること」が特徴である。実際の様相は、「地域の特性、市民交流のチャンスなど」（前文）によって、あるいは「市民の階層」（ ）によってさまざまな形態を取るにしても、「地理的にも生活的にも閉鎖性を持たない」（ ）つまりどんな所から来る人でも受入れ、またどんな生活要求にも対応するオープンなもの、「すべての市民に開放され」（ ）ているものなのである。

第4に、「コミュニティ」は市民参加の過程で生まれること。市民の市政参加、すなわち市民参

加によって「自治体の課題（自治体内部での民主主義の実現、シビルミニマムの保障、都市改造の推進、国に対する市民の利益の主張、自治体機構の民主的能率化）がいきいきと達成され」（ ）その過程で「コミュニティ」が「市民自身によって生み出され」（ ）る。すなわち「コミュニティ」が生み出されるのは市民参加の過程、つまり自治体の課題を市民参加で達成するその過程で結果的に「コミュニティ」が生まれるのである。そして市民参加が多様な形で行われるためには、「市民相互の交流、あるいは市民と市長・市議会・市行政機構との間の対話が活発に行われなければならない」（ ）

以上により武蔵野市の「コミュニティ」とは、「緑と太陽と公共空間のみちみちた現代の「ふるさと」を創り出すという最終目標に向けて、自治体（武蔵野市）の5つの課題を、市民の誰もが参加できるオープンな市政参加（＝市政への市民参加）によって、市民が行政の支援のもとに（行政の役割は「コミュニティづくり」の箇所述べる）達成していくその過程で生み出されてくるものである。市民が参加民主主義により自らの自治を高めながら自治体の課題を達成・解決していく生活の現場、それが「コミュニティ」なのである。

続いて「コミュニティづくり」について再構成してみよう。

第1に、「コミュニティづくり」の主体は「市民」であること。「コミュニティは、市民自身が長期の自治活動の過程でつくるもの」（前文）とあるように、「つくり出す」主体は「市民」である。その「市民」とは、「自治活動」を行い、「新しい近隣感覚を身につけ」（ ）つつあり、期待される活動としては「市民相互の対話や意見の交流」（ ）を行い、市政に参加し（ ）市民の連帯を築く（ ）ことが挙げられている。つまりコミュニティをつくり出す市民とは、「自治会や町内会のような強制加入組織」に基づく近隣意識は持たず、相互に対等に対話や意見の交流を行い、連帯して自分たちの意見を行政に反映すべく行政の設定する様々な市民参加方式に関わりながら、自分たちに関わることは自分たちで決定するという市民自治を実現していこうとしている人たちである。こういう市民は「第一次長期構想・長期計画」策定時には「どこにもいないのではないか」と批判されたが、「長期の自治活動の過程」（前文）で生まれてくるものとされているように、実際40年後の現在、各コミセンの一部に生まれて来ていると言える。^{（注4）}

第2に、「コミュニティづくり」に際しての市民の役割は「自主三原則」の遂行にあること。「自主参加・自主企画・自主運営」の「自主三原則」は、「市民」によるコミセンの管理運営を含めた「コミュニティづくり」の活動の根幹を為している。「市民」は自ら見て、考えて、行動するのである。決して行政の言いなりにはならない。

第3に、「コミュニティづくり」に際しての行政の役割は後方支援に徹するものであること。この「市民自身によるコミュニティづくり」に対して行政は、「構想を示すにとどめ」（ ）コミュニティづくりを「バックアップすべき」（ ）とされている。具体的には「市は市民施設、生活道路、さらに緑のネットワークの適正な計画的行政によってそれ（＝市民のコミュニティづくり）に

協力する」(前文)とある。なおこの行政の役割は、第6期コミュニティ市民委員会で「行政の三原則」(側面支援の原則、市民要請の原則、支援協働の原則)として明文化された。^(注5)

第4に、上記後方支援の具体的内容は、「シビル・ミニマムの充足ならびに拡充」と「市民施設のネットワーク計画」であること。後方支援とは、行政による「コミュニティづくりができる環境」の整備であり、一つは「市民生活全体の水準の上昇」()であり、もう一つは「都市改造」()である。前者の施策の中心が「シビル・ミニマムの充足ならびに拡充」であり、それを推進することにより「すべての市民に豊かな市民生活を保証しよう」と()している。後者の内容は「六大事業」(= 1) 緑のネットワーク計画、2) 市民施設のネットワーク計画、3) 全市完全下水道化計画、4) 吉祥寺駅周辺再開発計画、5) 中央地区整備計画、6) 武蔵境駅周辺開発計画)であり、それらは「コミュニティづくりから市政全体に多様な波及効果をおよぼして、武蔵野市における現代的都市生活基準そのもののレベルアップをもたらすもの」()で、「コミュニティづくりの戦略的誘導のためにまず六大事業計画の第2、市民施設のネットワーク計画が直接重要な意義をもつ。市民自身のコミュニティづくりを市は積極的協力をおこないその実現を支援するために、市民参加によって、市民施設の計画的な適正配置を責任をもって実現しなければならない。ことに市民施設の市域全体における全体効果をたかめるためにネットワークシステムをとることが重要である」()とされている。この外にも、「コミュニティ内部の生活道路の整備」と「緑のネットワーク計画」も、「市民自身のコミュニティづくり」支援のために行うと想定されている。

以上により「コミュニティづくり」とは、上記の「コミュニティ」をつくり出す(実現する)ことであり、その主体は「市民」、それを後方支援するのが行政(武蔵野市)である。「市民」は、市民自治の担い手として積極的に行政に市民参加をしていく存在であり、35年に及ぶコミセンを拠点としたコミュニティづくりの実践の積み重ねの中で、一部のコミセンで実際に育ちつつある。行政は、市民によるコミュニティづくりの環境整備を分担しており、先ず「武蔵野市における現代的都市生活基準そのもののレベルアップ」()を目指し、「すべての市民に豊かな市民生活を保障しよう」()と、「市民生活全体の水準の上昇」と「都市改造」(六大事業)を提案した。そして「このような市政課題に市がこたえることによって市民の自治意識をたかめ、またこの自治意識のたかまる過程で市民自身によるコミュニティづくりが推進されるであろう」()と捉えられている。その結果、行政は「市民施設のネットワーク計画」などコミュニティづくりのためのファシリティを整備する役割に回った。この役割に徹したことが、市民によるコミュニティづくりを大いに進展させたと言える。

ここで「地域活動(コミュニティづくり)の拠点」と捉えられている「コミュニティセンター(コミセン)」(この把握は市とコミセンメンバーの共通認識であり、「はじめに」で示した第6期コミュニティ市民委員会への諮問の2番目にも出ている)について一言言及しておこう。コミュニティセンター条例の第2条で、コミセンの性格を「市政への市民参加」を進めるためのものと捉えて

いる。同じく第4条で、コミセンの管理運営は「市民参加方式に基づく」としている。また「市長への提言」の6番目に「コミュニティ施設（コミセンは含まれる）の整備は、市民参加の市政の基盤拡大をその一つの目的とするものである」とある。つまりコミセンは、市民参加方式の管理運営ないしはコミュニティづくりを通して、参加者に「市政への市民参加」を進める場として設定されていると捉えられる。言い換えると“市民参加のトレーニングの場”あるいは“市民参加の社会的実験場”という機能を与えられていたのである。

そうするとそのようなコミセンを全市に建設してきた武蔵野市のコミュニティ政策は、実は社会的実験場、すなわち市民が自由に参加し活動できる場を制度的に創り出してきたものであったと言える。市民が本当に自由に活動できれば、何か新しいものを創造してくるのではないか。しかしその様子をじっと見守っていくということは、市民ないしは人間に対する深い信頼がないととてもできない。普通なら市民がとんでもないことをしてかさないかと思わず口や手を出してしまう。それを市民の「自主三原則」によって武蔵野市は禁欲した。その結果「コミュニティ構想」で想定されていた「市民」がそこに生まれてくる可能性が出てきた。そして注4にあるように、この試みは現在成功しつつある。

続いては、「第3期コミュニティ市民委員会」から「第5期コミュニティ市民委員会」までの時期、すなわち「コミュニティ構想」を市民が実践的に実現していった時期に説明を移す。主役は「コミュニティ構想」を担った行政・専門家からコミュニティセンターを中心に活動する草の根の市民たちに移る。

注

- 1 東京都がモデル・コミュニティに否定的な態度をとったのは、一部の学者たちが、自然に形成されるコミュニティを人為的に作り出そうとする「官製コミュニティ」だと批判したのと軌を一にするものであった（：546）。また当時の美濃部都政下で、研究者を集めて発足させた都のコミュニティ研究の審議会の第2回目の会合で、コミュニティ担当の係長が、「コミュニティなんて自治省のやる官製コミュニティである。こんなものを美濃部都政としてはやるわけにはいきません。今日で解散です。」（佐藤1997: 21）と一方的に解散宣言する挙に出たのも同じ考えに基づくものであった。当時の美濃部都政は「自治省のやることには協力するな」という態度であった（佐藤2007: 18）と言う。

武蔵野市からの西久保・関前地区をモデル・コミュニティとしての自治省に直接申請したのは、佐藤氏によると以下のような経緯であった。

実はモデル・コミュニティ3年目の時には、もう残ったところは全部申請してきたら指定しようということになっていた（同）。しかし東京都が消極的なので、モデル・コミュニティに申請できない。そこで「武蔵野市から西久保・関前の地区を今度直接自治省に出すから指定してくれ」と自治省のコミュニティ研究会の席上で自治省の担当者に直接頼んだら、「やりましょう」と快諾（同）。「そして自治省と相談して、西久保から直接自治省に出したんです。東京都も困りまして、「佐藤がやったんじゃないや」と結

果的に東京都が承認するという形になったんですね」(同)

- 2 境南コミセンの用地の起債をめぐる以下のような経緯があったと言う。

1973年度に、武蔵野市初のコミセン用地として境南地区の用地買収が決まり、自治省に起債の許可を申請(2億円)したところ、財務局が総需要抑制を理由に不許可にした(佐藤2007:18)。市の担当の小山総務部長から不満を訴えられた市民委員長(=佐藤氏)が、自治省の行政課長に電話し、コミュニティ研究会委員の立場で自治省のモデル・コミュニティに献身的に努力し貴重なデータを提供しようとしているのに冗談じゃないとねじ込み、そんなことだったらもう一切手伝わないと何とかが再考慮を要請した(同)。すると「ちょっと待ってくれ」と言って、武蔵野市からの3ヶ所の申請に全部起債をつけてくれた。それは次のような理由であった。

モデル・コミュニティには当時毎年度10億円余の用地買収に充当する起債枠があったが、まだ用地だけ買ってコミセンまでは手が回らないという所がほとんどで、まして武蔵野市の様に1ヶ所数億円といった高い土地を買ってコミセンをという空気はどこにも見られず、起債申請は皆無に等しかった(:550)。自治省は、モデル・コミュニティ施策の正当性を裏づけるためにも予算消化の必要性があったのか、境南だけでなく、1973年度は5億円、1974年度は3億円の用地費の起債を許可してくれ、オイルショックで地価が高騰する直前に安い価格で一挙に5ヶ所ものコミセン用地の先行取得に成功した(同)。

- 3 第2の「地域生活単位の構成」で述べられていることは、1)8つの想定地区へのコミュニティ施設の配置、2)コミュニティづくりの自主性、3)開かれたコミュニティ、4)区分決定のあり方、5)市民施設の3層構造についてである。その内の最後の3層構造とは、市内を8つの地区に分けて建設するコミュニティ施設(コミュニティセンター)、3つの駅勢圏別に配置される中型施設、全市的な市民センターという集會機能を有する市民施設の3層構造のことで、中型施設は東部の公会堂、中央部の福祉会館、西部の市民会館として当時既に存在していた。従って整備の重点は、コミュニティセンターと市民センターへと向けられることになる(同:514)。

- 4 コミセンに集い、自分たちに関わることは自分たちで決定するという態度で、市の施策に対してある時は協働しある時は異議を申し立てるといった積極的な関わりを示す人たち。こういう彼・彼女たちは一部であるが確実に生まれて来ている。普通のおじさんやおばさんに見える人たちが、コミセンという場の上で「自主三原則」のもとにコミュニティづくりを任せられると、今本当に自分たちが必要とするものは何かを自分たちで考えて行動し、市に対しても自分たちの考えを筋道を立てて主張するようになる。この意味でもコミセンは市民自治を生み出す社会的実験場と言えよう。

例えば「けやきコミュニティセンター」の創設メンバーの一人は次のように言っている。「市民参加、住民自治、民主的運営等の言葉は学者も言っている。ただこれを、日々の具体的なつながりによって成り立たせていることが、“けやき”のスゴイところ。それを集団で、大勢の人でやっていることがスバラシイこと」(高田1994:90)だと。

- 5 「行政の三原則」とは、「行政はコミュニティづくりの側面支援に徹するのが望ましい」という基本的考えのもとに、その支援を三原則の形で明示したものである。第1は「側面支援の原則」、すなわち「金は出すが口は出さない」という見守りに徹すること。これはコミュニティ協議会の「自主三原則」を遵守することの表明でもある。第2は「市民要請の原則」、すなわち「支援の実施はコミュニティ協議会からの要請を原則とすること」。コミュニティ協議会からの要請なしに、行政がとやかく口を出すことはしない。第3は「支援協働の原則」、すなわち「支援はコミュニティ協議会と協働で行う」というもの。つまり行政がコミュニティ協議会を指導するのではなく、対等の立場で相互に知恵を出し合いながら当該コミュニティセンターの抱える様々な問題の解決に取り組むということである。(『第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会最終報告』:22)

武蔵野市コミュニティ政策年表（基盤整備期）

	国の政策、武蔵野市の基本計画	武蔵野市のコミュニティ政策立案	政策	コミセン活動	コミュニティ活動 (コミュニティづくり)
1947.3	町内会制度の廃止				
1963.4	後藤喜八郎市長(2代目)				
1964	武蔵野市長期計画(試案)の作成				
1967	経済企画庁に国民生活局を新設、国民生活審議会を付置				
1969	地方自治法の改正により各市町村に基本構想の策定が義務づけられる				
1969.9	国民生活審議会調査部会コミュニティ小委員会報告書『コミュニティ』発行				
1970.10.	長期計画策定委員会発足				
1971	自治省のモデル・コミュニティ地区の指定(3年間)				
1971.2	武蔵野市「基本構想・基本計画」を市長に提出	「コミュニティ構想」公表	コミュニティについての基本的考え方を提示		
1971.3	「長期計画」審議未了・廃案				
1971.9	第1期武蔵野市長期計画(～1980)				
1972.11	市長から第1次調整計画策定の提案				
1973.2	第1次調整計画の策定開始	第1期武蔵野市コミュニティ市民委員会(～1975.2)			
1973.10.	第1次調整計画(1974-1978)策定				
1973				モデル・コミュニティとして「武蔵野市中央西地区」を自治省に申請し、指定される	
1974.2			「武蔵野市コミュニティ施設整備の基本方針」を提言		
1975				境南コミュニティセンター着工	
1975.4	後藤市長無投票で当選(3期目)				
1975.9		第2期武蔵野市コミュニティ市民委員会(～1977.9)	「武蔵野市立コミュニティセンター条例」を提案(コミセンの基本理念等)		
1976	第2次調整計画(1977-1981)策定				
1976.2			コミュニティセンター条例制定(6月市議会で可決)		
1976.7				境南コミュニティセンターopen(第1号館)	
1977.1				西久保コミュニティセンターopen(第2号館)	
1977.9			「市長への提言」を取りまとめる		
1978			「武蔵野市民社協」の中に「ボランティア・センター武蔵野」設立		「武蔵野市の社会教育を考える会」発足
1978.3				吉祥寺東コミュニティセンターopen(第3号館)	
1978.6					コミュニティ研究連絡会設立
1979.4	藤本政信市長(3代目)(後藤氏4選に出馬せず)				
1979.6				吉祥寺北コミュニティセンターopen(第4号館)、本町コミュニティセンターopen(第5号館)	
1979.9	第2期長期計画の策定開始				
1980.5				八幡町コミュニティセンターopen(第6号館)	
1981.2	「武蔵野市第2期長期構想・長期計画(1981～1992)市議会で可決		「自主3原則」の確立		コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりへ
1981.5				関前コミュニティセンターopen(第7号館)	
1982.2				御殿山コミュニティセンターopen(第8号館)、中央コミュニティセンターopen(第9号館)	
1982.3				桜堤コミュニティセンターopen(第10号館)	
1982.9		第3期武蔵野市コミュニティ市民委員会(～1984.9)	コミセンの管理運営、利用基準等の検討。コミセン建設区の増設		
1983.3				吉祥寺南コミュニティセンターopen(第11号館)	
1983.5	土屋正忠市長(4代目)				

引用文献

- 佐藤竺, 1974, 「コミュニティの日本的あり方」(1974年頃執筆)『平成18年度コミュニティリーダー研修会報告書』武蔵野市コミュニティ研究連絡会。
- 佐藤竺, 1997, 「武蔵野市のコミュニティ」『コミュニティシンポジウム報告書』武蔵野市市民部生活文化課。
- 佐藤竺, 2007, 「コミュニティ構想と市民自治」『平成18年度コミュニティリーダー研修会報告書』武蔵野市コミュニティ研究連絡会。
- 『市報むさしの』第576号、1971年10月15日。
- 『市報むさしの』第737号、1976年5月1日。
- 高田昭彦, 1990, 「草の根市民運動のネットワークング 武蔵野市の事例研究を中心に」社会運動論研究会編『社会運動論の統合を目指して』成文堂。
- 高田昭彦, 1994, 「コミュニティづくりと市民運動 “武蔵野市コミュニティ構想”の草の根レベルでの実現の試み」社会運動論研究会編『社会運動の現代的位相』成文堂。
- 高田昭彦, 2006, 「武蔵野市におけるコミュニティづくり 市民と行政のパートナーシップに基づくコミュニティづくり」成蹊大学文学部学会編『公助・共助・自助のちから 武蔵野市からの発信』風間書房。
- 土屋正忠, 1995, 「コミュニティと行政のあり方」『コミュニティ研究連絡会15周年市長特別講演会』武蔵野市生活文化課。
- 武蔵野市企画室, 1967, 『武蔵野市長期計画(試案)(1967～1976)』武蔵野市。
- 武蔵野市編, 1971, 『武蔵野市のコミュニティ構想』武蔵野市。
- 武蔵野市企画部, 1972, 『武蔵野市長期計画(昭和46～55年度)』武蔵野市。
- 武蔵野市企画部企画課, 1974, 『長期計画第一次調整計画(昭和49～53年度)』武蔵野市。
- 武蔵野市コミュニティ市民委員会, 1974, 『武蔵野市コミュニティ施設整備の基本方針』武蔵野市。
- 武蔵野市企画部企画課, 1976, 『長期計画第二次調整計画(昭和52～56年度)』武蔵野市。
- 武蔵野市(第2期)コミュニティ市民委員会, 1977, 『市長への提言』武蔵野市。
- 武蔵野市企画部広報課, 1977, 『コミュニティセンターづくりの記録』武蔵野市。
- 武蔵野市企画部企画課, 1981, 『武蔵野市第二期基本構想・長期計画(昭和56～67年度)』武蔵野市。
- 武蔵野市生活文化課, 1984, 『第3期コミュニティ市民委員会報告』武蔵野市。
- 武蔵野市企画部市民活動課, 1985, 『武蔵野市コミュニティ白書』武蔵野市。
- 武蔵野市市民部生活文化課, 1996, 『武蔵野市立コミュニティセンター概要』武蔵野市。
- 武蔵野市市民部生活文化課, 1998, 『武蔵野市のコミュニティ』武蔵野市。
- 武蔵野市編, 1998, 『武蔵野市百年史』記述編、武蔵野市。
- 武蔵野市編, 2000, 『武蔵野市百年史』記述編、武蔵野市。
- 武蔵野市企画政策室市民協働推進課, 2010, 『第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会最終報告』武蔵野市。